

# 福祉文教委員会会議録

令和年6月6日(木)  
(開 会) 10:06  
(閉 会) 16:05

## 【 案 件 】

1. 所管事務の調査について
  - (1) 福祉部
  - (2) 教育部

## 【 報 告 事 項 】

1. 「いづか出会いサポートセンターJUNOALL」の開設に伴う協定締結について  
【子育て支援課】
2. 次期「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」策定に伴うアンケート調査の結果について  
【子育て支援課】
3. 公用車による交通事故の発生について  
【高齢介護課】
4. 平成30年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績について  
【社会・障がい者福祉課】
5. 生活自立支援相談室の移転について  
【生活支援課】
6. 「第二次行財政改革後期実施計画」の策定について  
【総合政策課】
7. 飯塚市普通会計財政見直しについて  
【財政課】

---

## ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。所管事務の調査についてを議題といたします。所管事務調査にかかわる資料については、事前に配付しておりましたので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。

今回の所管事務の調査については、福祉文教委員会の所管する各部課の組織及び業務の概要について確認することを趣旨とするものですので、質疑の内容が詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会において、内容を限定した上で、調査要求をしていただきますようご協力をお願いいたします。また、執行部におかれましても、本調査の趣旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握され、簡潔で的確な答弁をお願いいたします。

それでは質疑に移ります。調査における質疑は、部ごとに区切って行います。初めに、福祉部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています。4ページ、「就職活動中の保護者が利用できる保育施設について」、金子委員の質疑を許します。

## ○金子委員

金子加代です。私、ここに立つのが初めてで大変緊張しております。しかし教育部の皆さん、また福祉部の皆さんがこんなにたくさんいて、この市の福祉のこと、教育のことを考えてくださっていることが大変よくわかりました。私も4月21日から市のいろいろなものをさらに改めて見せていただき、皆さんがいかに頑張っているのかということをつくづく感じました。また事前に行った話し合いの中でも、細かく話していただき大変ありがたく思っております。私は自分自身の子育て、また子育てを中心とした市民の皆さんとたくさん知り合ってきました。その中で言うに言えなかったこと、どこに言っていないのかわからなかったこと、そういうことを私自身がたくさん感じてきて、たくさん私の背中にたくさん詰まっている気がします。私はそれを自分自身のこと、そしてその代弁者として皆さんとともに、この飯塚市が福祉、また教育の分野で住みやすいまちづくりに少しでも貢献できるよう、この場を利用していきたくと思

っております。そのための質疑だと思っておりますので、初めてでどこまで言っているのか、これが失礼になることなのかよくわかりませんが、精いっぱい市民のために発言させていただこうと思っておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、私の初めの質問をさせていただきます。就職活動中の保護者が利用できる保育施設についてお尋ねいたします。就職活動中と言っても、ゼロ歳の子どもさん、特に無償化が始まると思いますので、かなりの保護者の方が就職を希望されることになると思います。そのときにどのような保育施設があるのかお尋ねいたします。

#### ○子育て支援課長

求職活動中の保護者が利用できる保育施設ということですが、求職活動中でありましても、保育所入所、こちらの手続については可能でございます。ただ現状では、求職中というのは、入所が難しい状況ではございます。また市内には一時預かり保育を実施している保育所、こども園が17施設、公立で4施設、私立で13施設ありますので、事前予約制になりますが、こちらの施設を利用させていただくこととなります。

#### ○金子委員

大変たくさんあるように思います。でも残念なことに保育入所が難しいという現状が大変残念です。また、施設が利用できるといっても、今の状況では1800円、子ども1人当たり1800円かかるということで、就職をしていない保護者にとって見れば、1日1800円、2日で3600円、10日で1万8千円となります。ここにいらっしゃる方は恐らく、小さな子どもがいらっしゃる方、ほばいないかもしれませんが、子ども連れで自分の就職、自分のある意味、夢について考えていく時間というのは相当かかると私は考えております。そのためには、余裕のある、気軽に利用できる場所というのがあるといいなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長

次に、6ページ、「相談活動の運営状況、広報啓発活動について」、金子委員の質疑を許します。

#### ○金子委員

相談活動というのは、青少年健全育成会の相談活用なんですけど、文章を見る限りでは、電話による相談が6件、来所面接がゼロ件となっております。これは年間の数だと思っておりますが、どこで、いつ、どなたが行っているか、またこの広報啓発活動はどのようになっているのか教えていただければと思っております。

#### ○子育て支援課長

現在、相談活動、飯塚市少年相談センターで実施しております。場所は飯塚市飯塚152の2、コスモスコモン近くの施設になります。実施日は月曜日から金曜日まで、朝8時半から17時15分まで行っております。相談者といたしましては、市の嘱託職員であります相談員が、市役所OBであったり、警察OBであったり、消防OBであったり、そういった方を雇用いたしまして、相談員として、そちらのほうで相談を伺っておるような状況でございます。また、啓発活動につきましては、広報車による巡回活動が主な活動になります。定期的に午前、午後、市内各地区及びその地区にあります保育所、こども園に巡回し、また、週1回、早朝、夕方の巡回活動を行っております。そのほかにも各地域で夜間補導、こういったことを行う際には、地域補導員と一緒に巡回活動を行っております。

#### ○金子委員

来所面接がゼロ件というところは、理由があると思われそうですが、どのような理由だと思われませんか。

#### ○子育て支援課長

来所面接が昨年度ゼロ件ということですが、他の子育て支援であったり、他の相談窓口

を利用している、そういったことも考えられると考えております。

○委員長

次に、6ページ、「青少年健全育成会の活動、運営構成について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

では、青少年健全育成会についてお聞きします。この青少年健全育成会、私は私自身が小さいころからよくこの名称を聞いていたので、よく覚えているんですが、これは、どの地区でどのように行われているのでしょうか。また、人員の構成についてお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長

それでは、少年健全育成会につきまして、お答えします。どの地区で行われているかということなんですが、基本的に各交流センター、12地区の区域で行われております。穂波地区のみ2地区に分かれておりますので、市内13地域、こちらの区域で行われております。どういう人員で構成されているかということなんですが、各地区の活動状況によってそれぞれ違いがあるため、一概にどのような構成で活動しているという説明は難しいのですが、そのほとんどが地域活動や社会的な活動などの経験から青少年健全育成に関心の高い方で構成されていると理解しております。なお、各地区20名前後の人員で活動を行っておるような状況でございます。

○委員長

次に、7ページ、「子育て支援センターと類似した施設の有無について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私自身、子育て支援センターにスタッフとして入ったことがあるんですけど、子どもというのは、ゼロ歳から6歳だけではありません。また組み合わせもゼロ歳と3歳のこともあれば、ゼロ歳と小学生また中学生というような場合もあります。残念ながら小学校に入った途端に、子育て支援センターは利用できなくなります。そうすると、ゼロ歳の保護者、下の子はゼロ歳、なのに、上の子は4月1日になったらもう子育て支援センターを利用できない。大変わかりやすい利用システムではあるように思いますが、利用する私たち保護者にとって見れば、大変理不尽というか、3月31日までは利用できるんです。しかし4月1日になった途端、あなたはもう小学生だから来れませんというふうになってしまいます。そうすると、小学生はまだ行くところがあるんですけど、ゼロ歳の子どもは、お兄ちゃん、お姉ちゃんが小学校に上がったというだけの事情で、その子は行けなくなってしまう。そういうことがあるので、小学校の子どもと親が気楽に行ける子育て支援センターのようなものがあるかお尋ねしたいと思っております。どうぞお願いいたします。

○子育て支援課長

確かに今言われる子育て支援センター、こちらのほうは就学前の児童を対象とした施設となっております。小学生が気軽に利用できる施設と申しますと、親子で利用できる屋内施設、それにしましては、つどいの広場、また児童館が利用できるようになっております。ただ、つどいの広場、こちらに関しては利用する場合、事前の手続きが必要となっております。

○金子委員

子ども連れで気楽にというところが大変重要だと私は考えております。特に上の子がベビーカーを押しながら、そして小学生でも行けるというところをぜひ考えていただけたらと思っております。子育て支援センターは大変充実してきているなと私は思っているんですけども、それぞれの子育て支援センターには特色があって、それぞれのスタッフが今頑張っているなと思います。しかし、小学生が今、遊び場がないというところを、しっかり考えていただけたら

など思っております。今、大変メディアが発達しておいて、かなりメディア依存という病名もつくぐらいの時代になってまいりました。子どもが1人で遊ぶ、お家の中で1人で遊ぶという状況がどのような状況を引き起こすのかを飯塚市全体で取り組んでそれが将来、その子がゼロ歳のときも小学生になっても、中学生になっても高校生でなくてもそして大人になっても、社会とつながりのあるそれが求められる、自由に利用できる市であってほしいと思ひからこそ、子育て支援センターの意義というのは大きいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○委員長

続きまして、8ページ、「要保護児童連絡協議会について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

兼本でございます。今回2回目になります。また市民の皆さんが満足のいく行政サービスができるようにまた議論させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、特定妊婦への適切な支援となっておりますが、それはどのようなことを行っているのか、お答えください。

○子育て支援課長

特定妊婦への適切な支援とありますけども、子育て支援課、家庭児童相談室と保健センターとの間で、対象者についての情報を共有し支援を行っております。具体的には、家庭児童相談員と保健センターの保健師が産前産後に同行訪問し、状況確認を行い、子育てに関する相談、またアドバイスをを行うことにより、継続的にサポートを行っております。

○兼本委員

現在、飯塚市内には特定妊婦の方はどのくらいいらっしゃいますか。

○子育て支援課長

平成31年3月31日時点では110名であったんですが、その後5月末までの2カ月の間で22名増加し、5月末時点で132名となっております。

○兼本委員

22名、2カ月でふえたということですが、今後、どのような対策を考えていらっしゃいますか。

○子育て支援課長

医療機関への受診が必要な方へは、受診勧奨を行うなど、状況に応じた継続的なサポートが必要と考えますので継続して、定期訪問を行い、悩みや不安を抱える方の相談を受け、少しでも不安が解消できるようにサポートしていきたいと考えております。

○兼本委員

以前2年ほど前ですかね、NHKでもありました。そして2週間ぐらい前に日本テレビのニュースでも出てたんですけども、大阪のほうで今この特定妊婦と虐待について、関連があるのではないかということで、研究が進められているそうなんです。その中で特定妊婦と出産後の虐待との関連性ということで特定妊婦に関しては、47.2%が関連性があるのではないかとそれ以外の方々に関しては2.2%ということなんです。ということは、かなりのこの特定妊婦の方々とは虐待という関連性が非常にあるのではないかと、今飯塚市として、この2カ月で22名ふえられたと132名いらっしゃるということとなれば、その対策の方法として確かに悩みや不安を抱える方の相談を受けて少しでも不安が解消できるようにサポートされるというのはわかりますけども、こういったその内容を踏まえたということに、もっともっとやっていかなくちゃいけないことがあるのではないかとと思ひますが、こういった研究があつていること自体、まず御存じでしょうか。

○片峯市長

最新のニュースを取得されているなど感心しながらお聞きしてました。虐待と何て言うんですかね、妊娠している期間中の状況、そして出産直後の状況、それについて関連があるとい

うことで、今現在研究が始まっております。一言で言うなら、新しいニューワードですが、虐待予防、虐待防止とかその対応ということはこれまでも盛んに言われてきましたが、虐待予防についてどうするかということについて、実は健康の都市づくりでもテーマになって、先週の木曜日、金曜日、勉強して来ましてその学会の方から、お話も聞いたところでございます。妊婦さんで今ご指摘のような懸念がある方について事前にどういう子育てについての安心感を持たせる。そして、出産後具体的な子どもとのかかわり方を提示するというような取り組みだと思っておりますので、うちとしてもそのことについてはしっかりと研究をし、その時点での対応ができるような飯塚市に徐々にしていきたいと思っております。

○兼本委員

確かにその特定妊婦の方というのは、孤立など妊娠中の社会的な困難さと出産後の困難さが出産後の虐待と関連性があるというふうに言われています。このやはり特定妊婦132名というのは、多いのかなというふうに私も思っております。今市長も答弁されましたので、ぜひ、具体的なサポートの仕方というところを、進めていっていただきたいと思っております。

○委員長

続きまして、8ページ、「家庭児童相談について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

次に、家庭児童相談員についてお伺いいたします。家庭児童相談員の体制はどのようになっていますか。

○子育て支援課長

現在、母子・父子自立支援員2名、保健師1名を含めて、計6名体制で対応しております。平成30年度に1名増、今年度より保健師1名を増員しております。

○兼本委員

対応する件数が年々ふえている状況では職員を増員し、市だけでの対応となると難しいのではないかとこのように考えますけれども、関係機関等との連携はどのように考えられていますか。

○子育て支援課長

平成29年11月に田川児童相談所、飯塚警察署、飯塚病院及び桂川町との間で児童虐待防止に関する協定を締結し連携強化を図っております。また、他の機関、関連機関との連携につきましても、それぞれのケースに応じて連携を図りながら対応を行っております。

○兼本委員

2022年度までに、子ども家庭総合支援拠点の設置が各自治体に義務づけられたようですが、飯塚市の体制はどのように考えられていますか。

○子育て支援課長

全ての自治体で子ども家庭総合支援拠点の設置が義務づけられたことから、本市においても設置に向けて現在検討しております。子育て世代包括支援センターとの関係もあることから、設置運営に関しての体制整備に向け、厚生労働省が策定したスタートアップマニュアル等を参考に関係機関との調整を図りながら設置に向けて検討していきたいと考えております。

○兼本委員

今、子育て世代包括支援センターとの関係という、具体的にどのような関係ですか。

○子育て支援課長

現在、健幸・スポーツ課、こちらのほうに子育て世代包括支援センターを設置しておりますけれども、内容としては重なる業務ということも出てきますので、そちらのほうとの業務のすみ分け、そういった形を含めたところで検討していきたいと考えております。

○兼本委員

例えばその家庭児童相談センターを拠点として、設けるといような考えはないんでしょう

か。

○子育て支援課長

確かに現在、家庭児童相談室、こちらのほうも子育て支援課内に設置しております。こちらを設置するに当たりまして、子ども家庭児童相談員の常時2名とか、虐待対応専門を常時2名とか、そういった設置規定もありますので、包括センター、そういったところを含めたところで、また家庭児童相談員、先ほど申しました現在6名体制で行っております。そちらの6名を含めたところで検討していきたいと考えております。

○兼本委員

今、保健センターと家庭児童相談委員さんというのが保健師さんと自立支援員さん2名ということでの組織体制ですね。今後この支援拠点ができるということになると支援委員さんの構成というのは、この構成で大丈夫なんですか。

○子育て支援課長

現在、母子・父子自立相談員、今言われる2名、こちら准看の免許を持っております。ただその中で、現在の体制というのも、さらに強化した体制が必要であると考えておりますので、自治会関係機関、関係各課と協議しながら進めていきたいと考えております。

○兼本委員

先ほどのサポート体制、常勤の方が2名でいかれるということでした。常勤の方が2名ということは、常勤の方というのは、なんですかね、正規職員ではない、非正規職員になるんですか。

○子育て支援課長

現在のところ、まだこの制度は昨年12月に発表されました。詳細についてはまだ今から人事課を含めて検討していきたいと思っておりますので、その辺も含めて、考えていきたいと考えております。

○兼本委員

昨日、たしか虐待のニュースで警察と児相が情報共有ができた、その連携で子どもの命が助かったのではないかという報道がされてありました。こういう警察と児相の情報の共有の連携というのはまだその自治体的には少ないという話であったんですけども。今回この支援拠点をつくるに当たりまして、やはりこの補助金が出るわけですね。補助金ありきの組織じゃだめだと思っています。やはり、子どもの命を守るための組織でないとだめだと思っています。今行政のほうでもいろいろお考えだとは思いますが、今関連機関もいろいろ考えられてあるんじゃないかと思えます。今回この体制をつくるに当たって私はその関連機関とも協力していろいろな情報なり、問題点なりを共有したところにつくっていくべきではないかというふうに思いますがどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

質問委員の言われるように先ほど答弁させていただいたんですけども、関係機関との調整を図りながら、設置に向け検討していきたいと考えております。

○兼本委員

ぜひ、いい組織ができるようによろしく願いいたします。

○委員長

続きまして、9ページ、「赤ちゃんすくすく元気相談員訪問と新生児訪問の違いについて」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

赤ちゃんすくすく元気相談員の訪問と新生児訪問相談の違いを教えてください。

○子育て支援課長

赤ちゃんすくすく元気訪問、こちらのほうは子育て支援課の訪問員が生後4カ月までの乳児

がいる全ての家庭に出産祝い品を持って訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭には適切な支援の提供につなげることを行っております。それに対しまして、新生児訪問は母子手帳発行の段階で、今後、育児をする上で新生児期における訪問が必要であると判断されたケースにつきまして、保健センターの保健師が訪問を行っております。

#### ○金子委員

先ほど兼本議員からも質問がありましたが、大変飯塚市は相談業務がたくさんあるように思っております。今の元気相談員とか、新生児の訪問で相談を受けるとか、あと子育て世代包括支援センターで相談を受けるとか、それぞれの課がそれぞれの相談窓口を持っているように私は感じています。福祉部でも子育て支援課が持っていたり、社会・障がい者福祉課が持っていたり、また社会・障がい者福祉課の中にも基幹センターというものがあってそこがまた相談窓口を持っていたり、また教育部の中でもスクールカウンセラーがいたり、ソーシャルスクールワーカーがいたり、たくさん相談窓口がある。また自立支援で、またそこで相談窓口があるんだけど、それが一体化されていないような気がします、それはどのように先ほど統合化されると言われていましたけど、どういうふうに統合するとかまとめていかれるとか、どういうふうに相談窓口は、市民にとっては、とてもどこに相談したらいいのかというのが大変わかりづらいんですけど、そのわかりづらさを解消するためにはどのような方法があるとお考えでしょうか。

#### ○片峯市長

実は先ほど兼本委員が質問されました。その前の金子委員も質問されまして、正直言いましたこのような国の動きが今ご指摘のような国の動きがあるということを知っておりましたので、日本一の図書館及び子育て支援センターだと言われている神奈川県大和市に教育部長も一緒に教育とも関係がありますから、今ご指摘のとおり市長部局だけじゃないので複数で視察に行きました。東京出張のついでと言ったら申しわけないですがその折に、まさに、発想の転換が必要だと私は思っています。今、たくさん相談機関について列挙されましたが、ただ、窓口一本化というのは正直言って、各目的が明らかに違った場合だとか対象年齢が大きく違った場合もありますので、絞り込むことが必要ですが、一本化は難しいと思っています。ただ、子ども家庭総合支援の拠点については、関係する相談機関がある一定、そこに集合するような形で、一番市民にとっては相談しやすい体制だと思っています。それが一つです。もう一つ必要なのは、じゃあどこにつくるかで役所の窓口のところにありますよとか、どこかの施設にほんとはありますよという発想の転換を図りまして、親子で例えば、先ほどは就学前の子どもと小学生の子どもをお持ちの家族がそこに行こうとするような場所、そういうエリアを今後ハード面の整備、新整備は難しいと思いますので、現在ある施設を活用して、そういう集える場所を一つメインとして設定して、そこに行き、そして、その折に相談ができる。そんな人の流れをつくる必要があると思っています。九州管内では、武雄市が図書館システムの隣にそれに近いような、年齢層の幼い子どもたちが集合的に集まり、そして、そこからそこは直接相談窓口はありませんでしたけれども相談窓口につなげるようなシステムも引いてきまして、そういうやり方もあるんだなというように、今思っているところです。そういうような先行事例を参考にしながら、新しい時代に対応でき、そして市民の皆さんが、それを活用しやすいという観点から、この支援拠点整備について、進んでいきたいと思っています。

#### ○金子委員

相談を行けばできる人もいるんですけど、まだまだ閉じこもって行けない人たちもたくさんいると私は思います。自分1人で考えて、本当に虐待、先ほど兼本委員が言われたような虐待を私もたくさん見てきました。自分1人で抱え込んで、またお母さん自身がうつになってしまっていてこれない、そういう状況もたくさんあるので、私はこの赤ちゃんすくすく元気相談員

の訪問と新生児訪問相談という大変重要な相談ではないかなと私は考えています。ここを丁寧にやっていくことが、まず心のかぎをあける第一歩ではないかなと思っております。外に出かける人も相談しやすいところ、そしてまた家にいても相談できる、そういう窓口をたくさん広げていただければと思っております。また学校教育の中では最近、スクールカウンセラー等が出てきておりますが、私の聞いたところ、勉強したところによると保育所等でスクールソーシャルワーカーとか、子どものカウンセラーをする幼稚園、保育園が子どもの気持ちをすると拾い上げるというような取り組みをやっている自治体もあるそうです。ぜひご検討いただければと考えております。

○委員長

続きまして、10ページ、「施設整備補助金に関することについて」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

施設整備補助金に関することなんですが、今年度を補助する予定の園はありますか。

○子育て支援課長

今年度、施設整備を予定しているんですが、これは1園ございます。桜ヶ丘幼稚園が認定こども園へ移行するため施設整備を行います。また現在、新設保育所を予定しておりますので、そちらのほうを運営する法人に対して、園舎建設に対する補助を予定しております。

○兼本委員

この補助することによりどのくらいの定員がふえますでしょうか。

○子育て支援課長

桜ヶ丘幼稚園、こちらのほうが保育分の定員66名、新設保育園の定員が100名、合計166名の定員増となります。どちらの園も2021年4月開所を予定しております。

○兼本委員

新設保育所の法人は順調に進み、6月でしたっけ、募集が、公募が6月からでしょうか。

○子育て支援課長

現在、実施要綱、そういったのを詰めておりますので6月中もしくは7月、ひょっとしたら7月に延びる可能性もありますので、できるだけ早く準備ができ次第、公募をかけたいと考えております。

○兼本委員

あとこの例えばこれ2021年4月から166名の定員が増ということですが、これで飯塚市の待機児童はどのくらい減るといふふうにお考えですか。

○子育て支援課長

どのくらいというのは難しいですが、1人でも少なく待機児童を出さないように、出ないような、既存の保育所にも1人でも多く受け入れていただけるように、この2021年4月こちらのほう、この時期に待機児童ゼロを目指して頑張っていきたいと考えております。

○兼本委員

どのくらいになるかわからないというような、補助金を出す上でやはりある程度数字をこのくらいは減りますというふうなことは、お答えいただきたいなというふうに思っております。でも2021年からということでもまだ後、2年、1年弱あります。この1年弱も、いろいろ今まだ待機児童も多いということですから、これからまた問題も多々あると思うんですけども、できれば新設保育所と新しい認定こども園、それから、またそれ以外の分、保育士さんですね、保育士さんの確保ができるような体制づくりをぜひ今以上をお願いしたいと思います。

○委員長

次に、10ページ、「修学資金貸付と生活資金貸付金に関することについて」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

これちょっともう私質問するところが同じ、事業が同じ項目に関するところなので、一括でさせていただければと思っておりますが、修学資金貸付金及び生活資金貸付金の利用状況というのは今現在どうなっていますか。

○子育て支援課長

修学資金貸付金、こちらは平成30年度が25名、今年度が30名となっております。生活資金貸付金につきましては30年度が12名、今年度が15名となっております。

○兼本委員

課長は、この状況、どのように思われますか。

○子育て支援課長

修学資金、こちらのほうには各保育士養成施設、こちらのほうにチラシ等、毎年配布しております。要綱等も毎年上げて配布しておりますので、年々増加してきております。こちらが落ちつく、落ちつくという言い方は、おかしいんですけども、定着してきておりますので、今通っている学生さん、こちらが大体2年だったり4年、卒業後には確実に飯塚市内の私立保育所に保育士として勤務していただけるというふうに確信しておりますので、少し成果が上がっているんじゃないかなと思っております。生活資金につきましては、開始当初は貸付者が非常に少なかったんですけども、昨年度に12名、今年度が15名と年々増加してきているような状況でもありますので、修学資金、こちらのほうを受けて卒業し、市内に就職された、保育士さんが引き続き、こちらの生活資金も当然、貸し付けしていただける5年間、市内の私立保育所のほうに勤務していただける、少しずつではあるんですけどもふえてきているんじゃないかというふうに考えておりますので、もう少し修学資金や生活資金につきましては、各私立保育所、こども園については、周知していきたいと考えております。

○兼本委員

返済の猶予や免除に関して、それぞれの条例ではどのようになっていますか。

○子育て支援課長

修学資金、生活資金、いずれの貸付資金条例でも、私立保育所等において、常勤保育士として業務に従事した場合や出産、育児により一時的に休職した場合の返還の猶予規定、また、私立保育所において常勤保育士として、継続して5年以上、5年間は勤務した場合には返還を免除する規定を設けております。

○兼本委員

今、答弁いただきましたがこの修学資金貸付金、生活資金貸付金のやはりポイントというのは、この5年以上勤務した場合に返還を免除するという規定だと思います。今現役の保育士さんからもお話を聞いたんですけども、あと生活資金というか生活金が現金で3万円ぐらいふえれば、いいのになあというような話を聞いたことがあります。この生活資金貸付金、最初の年が2万円、次は1万5千円、1万円というふうになっていきますけれども、大体若い保育士さんたちが言っている、このくらい欲しいなというような感じになってくるのかなというふうに思うんですね。ただですね保育士さんたちがちょっと、これを貸し付けに当たるに、貸し付け、これを利用したいんだけどこれが問題で利用できないと言われるのがこの常勤保育士として継続して5年以上というところの話を聞きました。なぜかという保育園によっては、常勤というのは勤務形態ですね、雇用形態としては、正規なのか非正規なのかと言ったときに非正規で新卒の子を例えば雇用される保育園というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○子育て支援課長

新規新卒で非正規もしくは契約というような形での雇用形態、こちらがございます。現在、貸付金、生活資金貸付金を受けている保育士さん、こちらの方でも今15名貸し付けがあっているんですけども、正規雇用は大体8名、契約雇用が7名、いらっしゃいます。こちら申請す

る際には各園からの証明が必要となっております。こちらの申請する際は、園からの証明が必要でありますので、証明している園として5年間は、こういう勤務条件というのは、園のほうも理解されておりますので、証明する以上、5年間、契約社員であっても5年間は雇用は確保されているというふうには考えております。

○兼本委員

間違いなく確保されるんですか。その5年契約とか、そういう契約をされるわけですか。

○子育て支援課長

契約形態、期間についてはさまざまと考えております。ただ、証明を出す以上は5年間、この制度自体が5年間、勤務しないと返済対象になるということになりますので、証明している以上、市としましては5年間の契約は行われるものというふうには理解しております。

○兼本委員

今その保育士さんたちが、そこが本当に担保できるのかどうかなんですよ。市は5年間と言われますけども、本当にそれが担保されるんですか。そこがちょっと皆さんちゅうちよするところではあるんですね。大体、普通契約期間で1年契約かなんかですか。何年契約でされるんですか。

○子育て支援課長

すみません、契約期間、今、質問言われました契約期間につきましては、うちのほうは、毎年確認しておりますけども、契約期間として、何年ということまではすみません、把握しておりません。ただ契約期間内ということで、5年間の申請は、申請は出ているし、園の証明もその期間、雇用しているということで証明をいただいております。

○兼本委員

それはどういった証明になるんですか。ちょっと私、今意味がちょっとよくわからない。例えば貸付金を受けた本人が、個人の意志でやめられるというのだったらわかります。ただそれがやめる、私が言っているのはそうじゃなくて、やめるつもりはないんだけども、その契約期間が次に更新されるのかどうか、そこの担保はどうやって確保されてあるのかということを知っているんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 11:09

委員会を再開します。

○子育て支援課長

生活資金貸付金、こちらにつきましては私立保育所等の常勤保育士を確保し、もって未利用児童の解消に寄与することを目的としておりますので、市といたしましては、各施設、私立保育所、各施設に対しまして、安定した保育士確保に向け、正規雇用、また継続雇用を行うよう要請していきたいと考えております。

○委員長

次に、10ページ、「保育体制強化事業及びキャリアアップ教育研修の内容について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

特別保育、体制事業強化事業というのは何を指すのか教えてください。

○子育て支援課長

特別保育、こちらにつきましては、特別保育とは保育所、こども園において実施している延長保育、一時預かり保育、休日保育を指しております。延長保育は市内27施設、公立6施設、私立21施設で実施しております。一時預かり保育につきましては17施設、公立4施設、私

立13施設、休日保育は、私立保育園1施設で実施しております。また、保育強化体制事業、こちらにつきましては、どういう事業かということなのですが、私立保育所、こども園において保育士資格を有していないものは、周辺業務を、例えば清掃だとか給食、寝具等の準備や後片づけ、こちらを行う保育士以外の業務を行うことで保育士の離職防止を図るため保育環境整備するための事業となっております。こちらのほうは保育士資格ない方の補助を行う事業となっております。

○金子委員

そのような保育所や幼稚園はたくさんの方がかかわって事業が成り立っていると思いますが、その事業に関してかかわっている人たちの研修等がありますか。

○子育て支援課長

保育士に対しての研修にはなりますけれども、各私立保育所におきまして研修を行っております。例えば、全国保育研究大会への参加、子ども子育てフォーラム、また和太鼓技術習得、会計知識習得、防災セミナーなどのセミナー、研修は園によって取り組みはさまざまですが、これに対して市のほうで研修費補助費ということで補助を行っております。各園で実施している研修というのはさまざまで、そういった目的に応じて研修を行っているような状況でございます。

○金子委員

研修はさまざまだと思いますが、どのような研修がどのような人を対象に行われているかというのも市が知っておいたほうがいいかなと私は考えています。というのも、先ほどの兼本委員の話でもありましたが、委託ということになっていそうすると保障されていないことで、研修を受けていないまま子どもにかかわりを持つということの難しさを抱える人がたくさんいると私は考えていますので、たくさん保育資格のない人たちがかわるといことで、いろんな子どもたちへのストレスになることがたくさん、言葉がけにしても勉強していかないと子どもが傷ついてしまうということもあるので、どのような研修をするかというのも、市が知っておいてほしいなと考えています。

それとキャリアアップ研修について教えてください。

○子育て支援課長

キャリアアップ研修、こちらにつきましては、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修として、県が実施しているものでございます。県もしくは県が指定する施設が、実施するものとなります。国の示すガイドラインでは研修分野及び対象者が定められており、研修分野は専門的分野別研修、マネジメント研修、保育実践研修となっております。それぞれ専門分野に関してリーダー的な役割を担う者、主任保育士のもとでミドルリーダーの役割を担う者、保育所等の保育現場における実習経験の少ない者、または長時間保育所等の保育現場で保育を行っていない者が受講するものであり、研修時間を1分野につき15時間以上と定められております。

○金子委員

飯塚市、昨年この福祉文教委員会でプロホの山田さんや近短の先生が来られて話を伺ったというのを私も録画中継で見させていただきました。大変興味深い内容でした。そして、せっかくこの飯塚市には保育にかかわる大学、もしくはNPOがありますので、そこを活用して行くというような、活用して研修を進めていくというようなことは考えられているのでしょうか。

○子育て支援課長

市内には近畿短期大学がございます、保育士養成施設のですね。そちらの方たちにつきましては、市と協定を結んでおります。公立保育所が対象になりますけれども、年3回、学校のほうで保育士を対象とした研修を3回行っているような状況でございます。現在、NPOとそちらのほうについては保育士会、こちらは市の保育士、保育協会の保育部会にはなるの

ですけれども、昨年度そちらのほうで1年間、研修を行っていただいたという状況はございます。

○金子委員

先ほど兼本委員のほうから、修学資金の補助の話がありましたが、やめさせない保育士をよく考えるんですけど、私はどうしたら続いたのか、たくさん、結構、何年もずっと続けていらっしゃる保育士の方がいらっしゃいます。その方がどうして仕事を続けられるのかと私は聞いたことがあります。そしたら別に金がたくさんあったわけではない、だけど、自分は仲間がいたからやめなかったって、言われました。私はこの言葉、仲間がいたからやめなかったというところに何か私たちが行政の皆さん、行政とまた私が議員として考えていくヒントがあるのではないかなというふうに考えております。給付、お金の面での経済的な面での補助はもちろんのこと、また研修の充実、私立保育園、特に私立保育園等に充実した研修を行き届くような施策が求められるのではないかなと考えております。

○委員長

続きまして、14ページ、「認定区分別の利用状況について、市外居住の委託受け入れについて」、兼本議員の質疑を許します。

○兼本委員

認定区分別の利用状況についてお伺いいたします。市外居住の委託受け入れについてなんですけれども、市外からの受け入れ児童数はどのくらいいるのかお答えください。

○子育て支援課長

今年度5月の入所状況では市外居住の児童の受け入れは3歳から5歳までの2号認定、こちらで29名、ゼロ歳時から2歳児までの3号認定で27名、合計56名の児童を受け入れております。

○兼本委員

受け入れの条件と保護者のこの市外居住の委託受け入れの現状というのは、例えば勤務地が飯塚市あるからとか、そういうこと何でしょうか。

○子育て支援課長

勤務地もしくは勤務地までの通勤経路を基本としております。

○兼本委員

それでは県内で広域入所を行っていない地域はありますか。

○子育て支援課長

県内では福岡市、こちらが広域入所の受託、福岡市に受け入れ、こちらの受託は行っていないと確認しております。

○兼本委員

もう1回ちょっといいですか。

○子育て支援課長

例えば、市外の方が福岡市の保育所、こちらのほうの入所については行っていませんけども、福岡市のお子さんが例えば篠栗町とかの市外の保育所に入所する場合、こちらは相手の自治体の了解を得れば、委託をお願いするというようなことで確認しております。

○兼本委員

例えば、仮に今、福岡市に住んでいる方が飯塚市に転居しますよといったことがあった場合、今の話でいくと保育所の入所申請というのはどのようになるのでしょうか。

○子育て支援課長

現在では、入所の手続きができない場合、例えば今言われたように委託が行っていないとか受託が行っていないとか、そういった場合では、原則として本市に転居後に入所手続きを行っていただきます。しかし、例えば住宅新築中とか、そういった事情等により、住民登録ができていない場合でも、入所希望日の1日に、必ず住民登録が完了していることが確定できる場合のみ、

通常の随時受け付けと同様の受け付け期間に、申請を受け付ける対応で受け付けを行うようにしております。ただし、入所が決定した場合において、基準日となる日までに住民登録ができていない場合、例えば、10月1日にこちらのほうに転居しますということで、申し込みされた場合でも、10月1日に転居できなかった、住民登録ができなかった、そういった場合については、入所ができないような基準日において住所がないということで、そういった場合は入所ができないような状況ではなっております。

#### ○兼本委員

となると、ただ先ほど飯塚市の広域入所という場合には通勤地もしくは通勤途中の場所に飯塚市がある場合ということが多いという話でしたよね。例えば福岡市のこの委託業務というのはそういうことで、同じようなことで考えてあるのかなと思うんですけども、例えば今度飯塚市に家を建てます、でも、これ福岡市に言ってもしょうがないですね、ただこれからの飯塚市に定住人口はふえますよということ考えてきて今福岡市に住んである方が、例えば飯塚市に来ます。そのときに、当然福岡市で今までお子さんを保育所に預けていました。飯塚市に来る段階は、事前に福岡市に転居しますということを言えば委託が受けられるということなんですか。

#### ○子育て支援課長

現在、今保育所に福岡市で仮に行かれていて、こちらを転居するとなった場合に、まず福岡市の保育所窓口にご相談していただきまして、じゃあ、いつ、何日、転居しますということで、飯塚市の保育所の申請をお願いしますということで、相談していただくと、福岡市の担当者のほうから市のほうに連絡があります。そういった場合、福岡市としては、受託はしない、ただそちらのほうに転居して、保育所の申請をしたいというふうであればそれでもいいですかというふうにうちのほうに問い合わせがありますので、そういう場合は通常どおり申請手続きを行ってくださいというふうな形で今現在のところ行っております。

#### ○兼本委員

大体、わかりました。ということは例えば引き渡しが6月の末、引っ越しが7月1日に引っ越しして飯塚市に来ましたとなる場合には、6月の頭までに申請をすれば、いいということなんですかね。

#### ○子育て支援課長

通常の随時受け付け、こちらの方は先ほど仮に7月1日入所希望だとすると、6月15日が申し込みの締め切りとなっております。5月16日から6月15日、前の月の15日までに申請を通常の随時扱いとなりますので、その期間に申し込みをしていただくような形になります。

#### ○兼本委員

今お話ありましたように転居されてくる方でやはり保育所に預けられて共働きの方という方も多いという話を聞いております。仕事の関係もあって、もし入れなかった場合にどうしようかということで、仕事を休まなくちゃいけないのかとかいうような話も出てくるので、そのあたりを心配されている方も非常に多いと思うんですね。今回お話あったような形で連携を組んでいただけるということであるならば、非常に転居される方もしやすいんじゃないかと思しますので、そのあたりが、何か告知とかどうしたらいいのかというのは、わからんですね。難しいですね。でも飯塚市のホームページを見たら、こういう場合もこういうふうにはできるんだというようなことが、お知らせするとかいうことが、できたらいいかなと思うんですけど、どうでしょう。

#### ○子育て支援課長

まず今、居住地である自治体に相談していただくが一番いいのではないかと考えております。その相談を受け、その担当者から市のほうに相談がありますので、まず居住地である自治体に相談していただけたらと考えております。

○委員長

次に、20ページ、「要介護・要支援の認定に関することについて」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

要介護・要支援の認定に関することについてお伺いいたします。高齢化に伴う認定者数について今後のあり方をどのように考えているかということなんですけども今後も高齢化はますます進み、高齢者の方がふえていけば、当然ながらそれに伴い、介護認定者の方もふえてくると思われますけども、今後本市においてはどのような状況になるというふうにお考えでしょうか。

○高齢介護課長

要介護や要支援の認定者数につきましては、委員が言われますとおり、今後高齢者数の増加に伴って、認定者数も増加していくように予測しております。提出しております資料のほうには平成28年度から30年度までの3カ年の認定者数の推移を掲載しておりますが、平成30年度末時点の認定者数が8857人となっております。これが2025年度の推計値では約9200人弱にふえる見込みとなっております。

○兼本委員

今答弁がございましたが介護認定者の方がふえていく状況に対する対策、施策等について何かお考えございますか。

○高齢介護課長

今申しましたように今後、高齢者の方がふえていくにつれまして、どうしても介護認定者の方が増加していくということは、全国的な問題でもあり、現状においては少なからず、やむを得ないことであると考えておりますけれども、その増加の伸び率を少しでも、抑制していく対策というものは当然ながら、行っていく必要があると考えます。そのためには、要支援、要介護状態になることを少しでもおくらせていくための介護予防の取り組みというものが非常に効果的であると考えておりますので、1人でも多くの方が介護予防に関心や意欲を高めていただき、予防の大切さを理解して実際に行動に移していただくような周知、啓発を徹底していくこと、また現在もフレイル予防を初めとしました各種介護予防教室等に取り組んでおりますけれども、より一層取り組みの充実強化、推進を図っていくことで、健康寿命の延伸につなげ、少しでも要介護状態になることをおくらせるということが重要であると考えております。

○兼本委員

要支援、要介護状態ということになるとやはり今言われているのが、閉じこもりですね。閉じこもることによって、そういうふうになる可能性が非常に高いんだというふうに言われております。そのための1つにフレイル予防といった事業があるんだというふうに私は理解しているんですけどもただ、これから2025年、後期高齢者の数がふえていくといったことになったときにこれだけでいいのかなというふうに思っているんです。栃木県のほうに行くと外出支援事業ということで、いろいろなさまざまな市においても、県においても事業を行われていると思いますが、例えば飯塚市においてそのような事業を今後展開していくというふうなお考えはございますでしょうか。

○高齢介護課長

委員がご指摘されますとおり、確かに高齢者の方の外出頻度が減り、閉じこもりがちになりますと、認知症などを発症するリスクを高め、要介護状態になりやすいと言われております。閉じこもりの高齢者の方に外出を促すには動機づけが必要でございまして、その対象者の方をどうやって外に誘い出すかということになるかと思っております。先ほど答弁中でも、申しましたフレイル予防を初めとした各種介護予防教室等につきましても、介護予防に関心をお持ちの方に対する動機づけの1つでございまして、今ご紹介いただきました市の事業等もそうした目的をもって実施されていることと存じます。また地域の方の声かけなどのご支援、ご協力

も不可欠であると考えておりますけれども、地域の方にお伺いしますとそうしたからといって外に誘い出すのが非常に難しいということをよく耳にいたしますので、その他市の実施の事業などについても効果的な方策であると思っておりますけれども、高齢者の方がそれぞれみずから進んで選択できるような、さまざまな動機づけを考え用意する必要があると考えております。閉じこもりの高齢者の方の1人でも多くの方に外出を促していくこと、それがひいては介護認定者の増加抑制につながるものと思っております。今後ますます増加していくと考えられる高齢者の方の健康寿命の延伸につながることを、また少しでも要介護状態になることをおくらせるということ念頭に置きながら、他市の取り組みを含めまして、また地域の関係者の方のご協力等を仰ぎながらより良い高齢者の外出支援、外出促進策というものを検討していく必要があるというふうに考えております。

#### ○兼本委員

たしか一昨日、福岡でもちょっと事故がありましたね、高齢者の。最近非常に高齢者のやっぱり車での事故というのは非常に多いのではないかと思います。そういったことも含めて市長も以前私、一般質問をしたときに、コンパクトアンドネットワークで飯塚市は交通、公共交通をやっていくというふうにお話もありました。何もなければ恐らく高齢者の方もやはり閉じこもりがちになるんじゃないかと思っています。いろんな意味で、これもここだけの高齢介護課だけの問題はないと思うんですけども、高齢者の外出支援の事業というのは非常にこれから大切ではないかと私は思っておりますので、ぜひ、いろんな事業と絡めたところで進めていただきたいと思います。

#### ○委員長

次に、22ページ、「総合事業に関することについて」、兼本議員の質疑を許します。

#### ○兼本委員

総合事業、介護予防や日常生活支援総合事業に関しまして、介護サービス基盤の整備を促進するというふうになっておりますけれども、具体的にどのようなことを行っていくのですか。

#### ○高齢介護課長

総合事業における介護サービスの基盤整備につきましては、平成29年度から本市におきましても総合事業を開始いたしました。従来のヘルパーとデイサービスに加え、緩和した基準によるサービス、及び短期集中予防サービスといった多様なサービスを設定し、サービス基盤を拡充したところでございますが、緩和した基準によるサービスの提供者については、従来のヘルパー資格者に加え、市が認める一定の研修を受講することでサービスを提供することができることとなっております。その研修を今年度、実施することとしており、人員の確保ということでサービス基盤の整備とは多少意味合いが異なるかもしれませんがそうしたソフト面での取り組みを行うこととしております。また今後は住民主体によるサービスというものも形成していく必要があると考えておりますけれども、住民主体によるサービスの仕組みづくりというものは簡単にできるものではないというふうに認識しております。現在本市で実施しております先ほども触れましたがフレイル予防事業に関しましては、市民サポーターを養成して、そのサポーターの方がフレイルチェックを受けられる、市民の方を支援するという市民の方による市民のための介護予防の取り組みとなっておりまして、この形が将来的にはいろんな地域で住民の方が中心となり、住民主体として実施されるようにしていければというふうに考えております。また国が例示として掲げてあったものでご紹介させていただきますと、空き家を活用して地域における生活支援や介護予防の拠点として整備を行って住民の集いの場、会合の場として活用していくと言ったものもございます。本市としましても今後そうした取り組みも参考にしつつ、さまざまな地域において住民主体で行われるサービスまたは支援体制というものが拡充していくような、基盤整備というものも具体的に調査、研究等を行いながら、サービスの基盤づくりに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○兼本委員

今ちょっとご答弁いただいた中で、地域のまず1つ、今従来のヘルパー資格者に加えて市が認める一定の研修を受講することで、サービスを提供することできるサービスというふうになっていますけど、これ具体的にどういったことをお考えなんですか。

○高齢介護課長

この市が認める一定の研修というものは内容的には当然どういった支援、利用者に対する支援を行うかと、そういった対応の基本的な基礎的なことというようなものを時間というものが特段決まっているわけではないんですけども、きちんとしたヘルパーの資格を得るために研修を受ける時間数よりもより緩和した時間数で一定のメニューを受講することで、研修内容を設定した分で市が実施する、これは研修ができるところに委託をしてすることもできるというふうになっておりますので、本市としては委託をして実施するように一応、今のところは計画をしております。

○兼本委員

となるとその緩和した基準によりサービスの提供者というのは、市が認める一定の研修を受講することでサービスを、受講すればそういうサービスを行うことが可能ということではないですかね。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。緩和した基準のサービスというものが何が違うかといいますと、ヘルパーさんになるんですが、身体介助と生活援助、身体介助というのは入浴介助、そういった身体の介助する分についてはきちんとしたヘルパーの資格がないといけないんですが、身体介助でない支援であれば、この緩和した研修を受講することで、サービスの提供をできるということになっております。

○兼本委員

あともう1点、空き家を活用した地域における生活支援、介護予防の拠点としての整備を行うというふうになっていきますけども、そして住民の集いの場、通いの場として活用していくと、例えばこれを行うといった場合にこれは行政が行う、民間が行うんですか。

○高齢介護課長

それは市が行う場合、また民間に委託等によって行う場合、いずれもあり得ると考えております。

○兼本委員

またそれは具体的にになったらと思いますのでどうか今後ともいろいろ取り組みのほうを考えていただければと思います。

○委員長

次に、24ページ、「ひとり暮らしの高齢者の見守りの取り組みについて」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

現在、高齢者のひとり暮らしが大変ふえていると思います。飯塚市においても、たくさんの方がひとり暮らしをされているのではないかなというふうに考えております。その中で、事業所と協定を結んでひとり暮らしの高齢者の見守り活動をするということがありますが、どのように行うのか、具体的に教えてください。

○高齢介護課長

資料に記載しておりますとおり、地域における見守り活動の輪を広げることを目的としまして平成25年からひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定というものを市民の方と接する機会の多い業種の事業者と締結し、それぞれの事業者の方が日常的に行う業務や活動の中で、高齢者の方々を見守る取り組みというものを行っていただいております、現在36事業

所との協力体制が整っております。配達例えば、食材や飲料、新聞などの配達業者さんが定時の配達時に、本人の応答がない等があった場合に市なりに連絡を受けまして、職員や警察等で本人宅へ訪問して安否の確認を行う、そういった取り組みを行っているところでございます。

○金子委員

行政ではどうしても目にいき届かないところがあると思いますので、たくさんの事業者さんや市民の方と連携をとれるように、またよろしく願いいたします。

○委員長

次に、27ページ、「障がい者の社会参加と正しい理解の促進に関することについて」、田中委員の質疑を許します。

○田中裕委員

手話言語条例についてお尋ねをいたします。この手話言語条例につきましては、同僚議員が2度ほど一般質問もされておりますし、昨年、聴覚障がい者団体から手話言語条例を制定していただきたいという要望が市に提出をされております。その要望に対してどのような対応されたのかお尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

昨年10月に飯塚市聴覚障がい者協会から手話言語条例の制定についての要望をいただいております。これにつきましては、回答といたしまして、手話言語条例は理念条例であり、条例が制定されれば、啓発活動を行う上で手話を言語として用いている既団体や手話の会の皆様にも、ご協力いただくことになり、本市としては、国、県、近隣市町や社会の動向を注視しながら既団体や手話の会との協働が実現可能と判断されたときに、制定に向けての協議を行いますと回答をしております。

○田中裕委員

ただいまの近隣市町の動向を注視しながらと、このようなご答弁がございましたが、この条例を制定された自治体が幾つかあるように思いますが、いかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

近隣と申しましたが、朝倉市、直方市、またことし3月末に田川市郡が制定をしております。

○田中裕委員

直方市は県で一番最初に、条例制定をしたと聞いております。それでは朝倉市、直方市、田川市郡、この条例の制定に至る経緯がわかりましたら教えていただきたいと思っておりますし、またあわせて、この条例の概要、恐らくほとんどこの3つとも同じような内容ではないかと思っておりますが、概要もあわせてお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

朝倉市でございますが、平成27年度に聴覚障がい者協会から手話言語条例の請願書が提出され、平成28年5月からこの条例制定に着手、3回の全体会議を経て、同年10月に条例案ができ、平成29年3月に条例が制定されているということです。直方市につきましては、市の施策として、平成28年8月から7回の会議を行い、同年12月末までに条例案ができ、平成29年3月に条例を制定しております。田川市郡ではございますが、平成30年6月に田川市聴覚障がい者協会と田川市手話の会が田川市と川崎町に手話言語条例の草案提出を機に、田川市郡で同一内容の条例を制定することとなっております。その後、田川市郡の担当課長会議で条例案を取りまとめ、田川市郡の聴覚障がい者協会に提案、了承をもらい平成31年3月に田川市郡、1市6町1村で条例が制定されております。いずれの条例につきましても、手話言語条例を制定にするに至った経緯、こちらを前文に掲げ、市、町、行政の責務、それから市民の役割、事業者の役割などについて、述べているところでございます。

○田中裕委員

飯塚市では、今後どのようにされるおつもりなのかお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

現在、国における法律の制定や福岡県の条例制定などについて、その動向を注視するとともに、県内の条例を制定している自治体の情報収集等を行っております。条例制定を行うにつきましては、具体的な施策を掲げ、その成果が問われるものであり、先進自治体の施策の状況等を確認し何をすべきか、どのような効果を求めるか等を検討する必要があると考えております。本市では現在、手話奉仕員養成事業や意思疎通支援者派遣事業など、手話通訳者の養成や手話通訳者の派遣等の事業を行い、また、市職員向けの手話講座の開催、窓口や市行事における手話通訳者の派遣要請、福祉の集いに聴覚障がい者の皆様に参加いただいて、啓発活動を推進する等の手話普及啓発に努めているところでございます。今後もこのような手話普及施策事業をしっかりと実施していきながら、当事者である聴覚障がい者協会、また手話の会の関係者のご意見を伺いながら、なおかつ、他の障がい者の情報、コミュニケーション等の保障も含め、どのようなものが必要なかを考えていく必要があると考えているところでございます。

○田中裕委員

最初の答弁と最後の答弁、若干意味合いが違うようなところが気になりましたけど、それはそれといたしまして、とにかくこの手話言語条例をつくっていただきたいという要望も出ておりますので、早急に協議、また検討していただきますように要望して質問を終わります。

○委員長

次に、32ページ、「災害援護に関することについて、特別な配慮を要する避難者の避難方法について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

もう6月なりまして、昨年7月に大雨が降りました。そして昨年の災害の状況を踏まえて質問させていただきたいというふうに思っております。特別な配慮を要する避難者の避難方法についてなんですけども、これは基本的に防災安全課だと思いますが、あくまでも社会・障がい者福祉課として、どのようにお考えかということでお伺いしたいと思います。災害時には緊急避難所にさまざまな方が避難されて来られると思いますけども、昨年の豪雨のときに身体に障がいがあり、車いすで生活されている方が夜間はベッドを必要とするためのベッドがあるかというふうなことを避難所に尋ねられたところ避難所にベッドがないんですというふうに言われたということなんですけども、避難所にベッドがないということは御存じでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

ベッド等は備えていないということで、まず確認しております。防災安全課に確認しましたところ、指定緊急避難所では、災害時用にベッドを準備している施設はないということも確認をしました。簡易的な段ボールベットやパーテーション等の一般的な災害備蓄品については、そろえなければならぬと認識しているけれども、年次計画にて随時配備しているということでございます。特殊なベッド等が必要な場合につきましては、福祉避難所への移送や宿泊可能な施設等へのショートステイ等での可能な限り対応しているというのが現状でございます。

○兼本委員

指定緊急避難所は、災害が発生したときに、まず最初に身を寄せるところでございますけれども、社会・障がい者福祉課として、障がいをお持ちの方が災害時にベッドで体を休めることができないことについてどのようにお考えですか。

○社会・障がい者福祉課長

できる限り、その方の症状に合った対応ができることが望ましいとは考えておりますけれども、緊急時であり、障がいある方もない方も、まずは身を守るために、指定緊急避難所へ避難していただくことが必要であり、避難所には、障がい者だけでなく、高齢者や妊産婦、また乳幼児等の配慮を必要とするさまざまな方がいらっしゃいます。全ての避難者に緊急時であることで満足のいく対応は厳しいと考えておりますけれども、さきに申しましたとおり、できる

限りその方に合った対応ができるように、担当部署や関係機関と協議をし、可能な限りの避難者への対応を、実情に応じた対応ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○兼本委員

今2つの質問に答弁いただきましたが、最初に防災安全課にベッドがあるかないか確認しましたところというふうに言われましたけど、いつごろ確認されました。

○社会・障がい者福祉課長

この質問をいただいてからですので、5月末になります。

○兼本委員

ということは、社会・障がい者福祉課としては、全くあることすら知らなかったとベッドがないことをすら知らなかったということですか。

○社会・障がい者福祉課長

ベッドがないということを知り及んでおりましたけれども、確認のために、防災安全課のほうに再度、問い合わせをいたしました。

○兼本委員

次に、年次計画にて随時配備しているとのことでしたということですが、社会・障がい者福祉課としては、この年次計画には全く入ってきていないと、計画の中には参加していないということではないのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

参加はしておりません。

○兼本委員

飯塚市の地域防災計画というのが、平成26年6月につくられていますけど御存じですか。

○社会・障がい者福祉課長

はい、つくられております。

○兼本委員

その中に実践的な応急、復旧対策計画を確立し、非常時に備えるという防災ビジョンが総則の第7節、第1章、防災ビジョンの中に災害時要援護者等の対策というのがあります。これは御存じですか。

○社会・障がい者福祉課長

申しわけありません。詳細までは存じ上げておりません。

○兼本委員

これが、この課の仕事ではないんですか。高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、難病患者、妊産婦等の災害時要援護者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保、安全確認、避難誘導等の支援を行うということと、避難所、仮設住宅における災害時要援護者の生活環境を保護し、適切なケアを行うというふうになっています。これ平成26年にできて平成30年に改正があっているんですけども昨年も、避難された方が多数いらっしゃったと思うんですね。何が言いたいかといいますと、実際に今回また7月ぐらいになって大雨が降って、私たちが避難しなくちゃいけないんじゃないかと心配されている障がい者の方が現にいらっしゃるわけなんです。そういう方がどこに避難するのと言ったときに、これも一般質問で、たしか去年の9月に一般質問等であったと思いますけども、特別の配慮を要する避難者の方がまず最初に、避難所マニュアルでいけば緊急避難所ですかね、指定避難所にまずは行きなさいと、そしてそこから市の判断に基づいて福祉避難所に移しますよというような話でしたが、それが現実できていないという話でしたよね。そういう答弁だったと思います。その後、何も対策を打っていらっしゃらないというふうに、理解してよろしいのでしょうか。

○福祉部次長

今の災害の対策の分については、災害対策本部なりと協議をしながら、それぞれの班の役割等を担っておりますので、その中で対応できる、対応していくべき必要なものを毎年検証しながらやっているところでございます。全てが解決しているところではございませんが、先ほどの避難を支援すべき方々についてできるだけどういうふうにやっていったらいいかというところを今、防災安全課も含め、検討させていただいているところでございます。

○兼本委員

例えば、障がいをお持ちの方で、車いすで生活されている方というのは、在宅の場合、どこか施設とか利用されているというのは割合的にどのくらいあるんですか。

○福祉部次長

どういう形で全ての方が例えば車いすに乗っておられる方が避難をされているかというのが把握をしておりますませんが、家族の方、支援をできる方、そういう方については、早目に避難をされるとかということも伺っております。昨年の対応でも、車いすの方がどこに避難をしたらいいかと、手すり付きのベッドがないと眠れないということもあって、避難所等にも確認しましたが、それが準備できない状況がございました。そういうので市のほうに、何とか対応できるようなものがあつたんで、市の宿直室のほうにご案内をして、搬送して対応してもらったというのもあるんですけども、あとは例えば、施設を利用されている、介護保険を持っておられる方については、例えばショートステイで対応するとかいう、いろいろなパターンがございすけども、そういう対応もしてきたところでございます。

○兼本委員

今、次長おっしゃられましたけど例えば介護保険を持っている方、ショートステイ、ただしこれは状況が合わないとかだめということですよ。ということはそのときに、いきなりショートステイさせてくださいと言っても、なかなか難しいということですよ。であるならば例えば、その防災安全課と話したりするときに、社会・障がい者福祉課というところが、ここが一番のプロフェッショナルところなんでしょう。防災安全課がプロフェッショナルなんですか。一番詳しいところというのは、この課なんでしょう。そうすると例えば事前にもこういう場合には、その施設は利用できるのですか、できないのですかというような、例えばその最初に、指定避難所に行くのではなくて、そこからもしかして行けないパターンの可能性だってあるわけじゃないですか。ここの福祉避難所が、施設は利用できるんだけどそこに指定避難所から行けないということだって考えられるわけですよ。そうするならば最初に避難する場所をそういうことで、例えば利用施設と事前に話を、利用者との間で話をさせていただいて、そこに避難していただくとか、というような方策とか、あるんじゃないかなと私は思っています。当然そういうことを考えてあるんじゃないかなと思っていました。残念ながらね、何も進んでないような話でちょっとびっくりしたんですけども、そういったことを行っていくように、その施設に話を行政として協力体制ができませんかというようなことは話できないんでしょうか。

○福祉部次長

今言われますとおり、非常にそういう災害のときに不安を抱かれている方もいらっしゃると思います。本来であれば、そういうふうな方々一人一人、避難をこういう場合は、こうしてくださいということでお伝えできれば一番いいのかなとっておりますが、先ほども答弁の中でもありましたように障がい者の方だけでなく、高齢者の方もいらっしゃいます。いろんな支援を要する方もいらっしゃいますので、そういうものも含めて、今検討しているところです。要支援者名簿というのをつくっております、これは地域にも民生委員の方に調査をいただいて、今約7千名ほどいらっしゃいます。そういう方々について、やっぱり、まず自助なり共助なりをやっていただきながらやっていただくということで進めさせていただいておりますが、本来であれば、そういう方々一人一人にこういう対応をしてくださいということを知れば、もっと迅速なあれができるのかなというふうには思っておりますが、まだそこまで行き着いて

おりません。これは地域の協力もいただかないとできませんので、そこら辺についてできる限りそういう早期の対応ができるようなものについては検討していきたいと考えております。

○兼本委員

ぜひお願いしたいのは、もう行くところがなかったらもう自宅に、そのまま私は自宅に残りますと、もし残ってその方の命が奪われるようなことがあったらどうします。ぜひ、早急に計画を立てていただきたいのと、もう一つ、これも防災安全課が絡むんであれなんですけど、自主防災組織をつくってくださいと地域に言われていますよね。でもそこに障がいのある方が来られたときに、何も知らない自主防災組織の運営側は何も知らないんですよ。何も説明に行かれていないでしょう。この方たちがどうやってどういう対応しているのか、その例えば交流センターで交流センターの職員1人しか、飯塚市の職員がいないんですよ。そういった中で、どうやって対応していくんですか。もう本当に7月、もうすぐですよ。ある程度早めに決めていただかないとまた、昨年と同じか、もっとひどいことになった場合に大変じゃないかなというふうには私考えております。皆さんよくPDCAサイクルと言われますけども本当にされてあるんですかね。いろいろと課題が出てきません。出てきたそれに対して次どうするのという話、本当にされていますか。ぜひ他人ごとじゃないんですこれ。私は答弁書を見て本当に他人ごとだなと思いました。そうじゃないんだと思っています。ぜひ真剣に考えていただければと思いますので、早急によろしく願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 13:05

委員会を再開します。

次に「民生委員・児童委員の現状について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

民生委員・児童委員の現状についてお伺いいたします。現在、民生委員のなり手不足が問題視されていますが、飯塚市においても同様な状況にあると聞いています。地域において、かなめとなる人が足りなくなっている中で委員の確保をどのようにお考えですか。

○社会・障がい者福祉課長

民生委員・児童委員のなり手確保につきましては、現在全国的な課題とされております。今年度12月に委員の一斉改選を迎えるに当たりまして、民生委員・児童委員制度やその活動に対する理解を広め、人材確保に当たる必要があると考えております。民生委員の委員活動につきましては、年々多岐にわたっており、有識者が仕事と委員活動を両立することが難しくなる一方で、一般のお勤めの方々が年齢が上がってきているということもあり、委員層の若返りを困難なものとする一因となっていると考えております。このような状況の中で、飯塚市民生委員・児童委員協議会におきましては、民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために、民生委員・児童委員の協議会組織の充実と民生委員・児童委員への支援、また、民生委員・児童委員候補者の選出について、関係団体への働きかけを行うということを今年度の事業計画の重点目標の1つに掲げ、活動を行っていくこととしております。

○兼本委員

資料を見ますと民生委員・児童委員のほかに、主任児童委員とありますが、主任児童委員とはどのような活動されているのですか、地域の民生委員さんはよく知っているのですが、主任児童委員さんは会う機会がなく、顔が浮かばないというのが現状だと思うんですけど、どのような活動されているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門に担当しているものでございます。児童委員

の活動につきましては、昨年度の主任児童委員会においても、児童委員としての活動が、まず乳児から18歳までの児童、またその親、家庭も対象であることや学校や地域においてその内容が広く知られていないことが問題点として上がってきております。委員からは地域行事や学校行事に参加をし、まず顔を覚えてもらうことで、主任児童委員として認知されれば、地域や学校から相談事や見守りの依頼などを受けるようになる。また要保護児童を早い段階で発見し、虐待を阻止するために、子どもが生まれたときから家庭とかかわることの必要性を感じるという意見も出ております。これらの意見を踏まえまして、主任児童委員の活動の周知についてという啓発のチラシを作成いたしまして、本年度は主任児童委員が各戸の戸別訪問をしているんですけども、その折や学校施設等の関係機関の訪問時にチラシを配布し、あわせて市の関係部署にも、協力を依頼し、健幸・スポーツ課の所管する母子手帳の交付時、また新生児の訪問時、子育て支援課の所管の赤ちゃんすくすく元気訪問時にもこのチラシを配布していただくように依頼して実施しているところでございます。

○兼本委員

主任児童委員さんが戸別訪問されているということですけども、例えばどういったところを戸別訪問されていらっしゃるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

主任児童委員さんにつきましては、各お子様のいるご家庭を戸別に訪問したり、学校等にも訪問されたりをされております。

○兼本委員

そのお子さんというのは、何歳から何歳ぐらいまでになりますか。

○社会・障がい者福祉課長

主任児童委員につきましては、対象が乳児から18歳までの児童ということになっておりますのでその範囲の中からの対象となっております。

○兼本委員

それは市内にいらっしゃるゼロ歳児から18歳までがいらっしゃる家庭全部ということですか。各地域、それぞれ各地域全部の戸別訪問をされているということですか。

○社会・障がい者福祉課長

地域で相談事等があった場合に戸別に訪問をさせていただいたりはしておるということ聞いております。

○兼本委員

ということは全部というわけじゃない、そのケースごとでということによろしいんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

なかなか全てを把握するという事はないかと思っておりますけれども、できる限り訪問をするようには対応しているところでございます。

○兼本委員

先ほど話しました子ども家庭総合支援拠点を設置するという事に向けて、この主任児童委員さんというの役割があるかと思っております。飯塚市としては今後その主任児童委員さんもこの拠点を設置した場合にはこの拠点の役割の中に含まれるというふうに、考えるのかどうかとなるとどのように考えていらっしゃいますか。

○子育て支援課長

主任児童委員さん、こちらの現在、要保護児童連絡協議会のメンバーにも入っていただいておりますので、そこを含めまして検討していきたいと考えております。

○兼本委員

先ほど市長もおっしゃられていましたけど虐待予防という意味で、要対協というのは、もう予防ではなくて、まずその虐待をどのように支援していくかという話になってくるかと思うん

ですけれども、そういう意味では主任児童委員さんというのは、地域において予防、虐待予防という役割の部分では大切な位置にいらっしゃるんじゃないかと思っております。今民生委員さん、児童委員さんのなり手が非常に少ないということで、例えば、自治会長さんが民生委員を兼ねてやっていたらいいところも、もしかしてあるかもしれませんし、本当に非常に今地域は大変ではなからうかと思っております。そういった中で、この地域だけではなくてもいろいろこの民生委員さん、児童委員さんに関してやり方というものもあるんじゃないのかなと、今後この高齢化と少子化の中において人口減少社会の中において新たに、存在のあり方を考えなくてはいけないのではないかというふうに思っておりますので、非常に大切な民生委員さんもそうですし、大切な位置づけだと思っておりますので、先ほど言われていましたいろいろな地域、各団体への働きかけも行われるということですので、いろんな発想でどういう方がなられるのかということも考えていただきたいと思っております。

#### ○委員長

次に、「民生委員・児童委員の業務内容について」、金子委員の質疑を許します。

#### ○金子委員

児童委員についてはわかったんですが、民生委員とはどんな業務なのか教えてください。

#### ○社会・障がい者福祉課長

民生委員につきましては、民生委員法第1条において、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとするとしております。児童委員につきましては、民生委員は児童委員に当たられたものとするということで、兼務のようになっております。社会福祉奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じるというふうに規定されておるとおり、住民の最も身近な相談者であり、支援者となります。児童及び妊産婦の福祉の向上のための必要な相談や援助を行うというような、この児童委員も兼ねているということになります。活動の内容につきましては、大きく、個別の支援活動、地域の福祉活動、それから民事協会の活動、これは民生委員・児童委員協議会の活動というのがあります。個別の支援活動の内容としましては、高齢者や障がいのある方また、生活の困窮者の方々などに関する情報収集や状況把握等を行い、調査の実態把握等を行っていくというのがあります。また、住民からのさまざまな相談を受け付け、福祉サービスの情報提供を行うといった、相談支援という役割があります。また、地域福祉活動の内容としましては、市町村が主催するさまざまな会議や学校行事等への参加等を行い、行事等への参加協力というのがあります。また社会福祉協議会などが行います福祉活動への参加等を行うという地域福祉活動等がございます。最後に民生委員・児童委員会の協議会、この活動内容としましては、協議会の定例会また各種研修への参加等を行う、また民生委員・児童委員協議会の活動を行うというものがございます。そのほかに委員相互の情報共有、それから自己研さんなども大切な活動として取り組んでおります。

#### ○委員長

次に、35ページ、「重度障がい者包括支援について」、金子委員の質疑を許します。

#### ○金子委員

重度障がい者包括支援とは一体どんな内容なのか教えてください。また利用が全くないというふうに書いてありますがそれがどうしてなのか、またその理由を教えてください。

#### ○社会・障がい者福祉課長

重度障がい者包括支援と申しますのは常時介護を要する方で意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある方、また知的障がいまたは精神障がいによる行動上著しい困難を有する方を対象とした支援サービスでございます。サービスの内容としましては、最重度の障がいのある方のサービスとしまして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、それから生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援

助を利用者の必要に応じてこれらを組み合わせ、計画に基づいて包括的に提供されるものがございます。利用がない理由につきましては、現在福岡県内におきまして、この重度障がい者の方の重度障がい者等包括支援事業所が1事業所しかないということが要因の1つと考えられます。

○金子委員

この飯塚市において重度障がい者と言われる人たちはどのくらいいるのですか。

○社会・障がい者福祉課長

身体の1級で1864人、2級で963人となっております。

○金子委員

かなりの人数がいると私は感じます。その人たちが全く利用できないというか、福岡県においても1事業所しかない、というのは飯塚市にない、この理由は何だと思われませんか。

○社会・障がい者福祉課長

重度障がい者等包括支援事業にいたしましては、対応する職員につきまして、それなりの資格を持った方が必要になるということや、またその資格を持った方々を、その事業所がそれだけ集めて対応していくということがあります。事業所については、やはりこれだけの人的な方々を要してのというところで、なかなか難しいところもある。また支援に当たるところで、その必要によって経営をされていくということもございますので、そういう点でなかなか事業所がふえていかないのではないかと考えております。

○委員長

次に、35ページ、「宿泊型自立訓練の事業内容について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

宿泊型自立支援というものはどんなものなのか教えてください。また、飯塚市にあるかどうか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

宿泊型自立支援というのは、自立訓練、生活訓練の対象者のうち日中一般就労や障がい福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して家に帰られた後における生活能力等の維持向上のための訓練、その他の支援が必要な知的障がいのある方または精神障がいのある方を対象としたサービスでございます。サービスの内容につきましては、居室その他の設備を使用しながら自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう生活訓練、入浴や整容、着替えなどの支援、生活等に関する相談や助言、健康管理のサービスが提供されているものでございます。また、現在県内には8カ所ありますけれども、市内にはこの事業を行っている事業所はございません。

○委員長

次に、35ページ、「就労定着支援の増加について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

就労定着支援というのは出てきておりますが、平成29年度は全くゼロで30年度に24名に上がっているとふうな、数が上がっていますが、その理由を教えてください。また、市内に就労定着支援がやっている事業所について教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

就労定着支援につきましては、平成30年度に新たに創設された障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの1つでございます。30年度から始まった事業でございますので、前年度の実績がないものでございます。また、市内事業者数につきましては、現在1事業所となっております。

○委員長

次に、35ページ、「保育所等訪問支援について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

今度は保育等訪問支援というものがありますが、どういうものなのか教えてください。またこれも利用がないのはどうしてか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

保育所等訪問支援というものは、障がい児が通い、集団生活をおくっている保育所や学校施設等に訪問支援員が訪問いたしまして、障がい児以外の児童と障がい児が集団生活をおくるに当たっての適応のための専門的な支援を行うものでございます。保育所等訪問支援につきましては、子ども・子育て施策や教育現場に入り込んで行うアウトリーチ型の発達支援事業でございまして、訪問先の施設からではなく、保護者からの依頼に基づく事業でございまして、現状としてサービスを利用する希望者がいらっしやらないという状況でございます。

○金子委員

この利用について、どういうふうな周知をされているか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

私どものほうで作成しておりますスペシャルサポートガイドブック等の障がいのあるお子さんを育てるためご家族のためにつくった冊子等による周知を行っているところでございます。

○金子委員

今までの先ほどから質問しました重度障がい者包括支援、また宿泊型自立訓練支援、就労定着支援というふうに今、支援事業はあるんですが、残念ながら飯塚市に名乗り出る事業所がないということですよ。これで困るのは、誰だと思われませんか。

○社会・障がい者福祉課長

困るのは、そのような重度の障がいを抱えた方々、またそれを日々支援されているご家族、保護者の方々と考えます。

○金子委員

市や行政というのが難しいのも私もつくづくわかるんですけど、追い込まれるのは、世の中で一番弱いと思われる方々です。その人たちの、私が自分もそういう立場で、あったことたくさんありますので、私が自分自身が経験した以上に、大変な生活をされている人たくさんおられます。事業所がないということは、その人たちが社会とつながるところがない。特に子どもたちが行くところがないというのは、将来に希望を持ってないということにつながります。いくら飯塚市が健康にいいまちとか、福祉を充実させる、教育に熱心にすると言ってもたくさんまだまだ幾何人の方々が包括的というか、全ての形で飯塚市に安心して、社会的に恵まれた豊かな生活をするのは、できていないということです。残念ながら私の知り合いは飯塚市にそういうサービスがないということで、ほかの市町村を利用されております。事業所がないことで市を責めるつもりもないんですけど、私たちのような利用者はどうすることもできない。事業所を建てることもできない、でも子どもを助けたいけど助けられないという、そういう保護者が大変な複雑な気持ちになるところがあります。そこを支援していくのがやはり行政の立場におられる方じゃないかなと私はつくづく思いますので、ないから、ないんです、じゃなくって、つくるように、事業所を守っていく、育てていく、そういう政策を考えるようお願いいたします。

○委員長

次に、36ページ、「日中一時支援事業の事業内容について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

日中一時支援事業についてお尋ねいたします。これはどんなところで、どのように、どんな人の支援がありながら行われているのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この事業につきましては、日中に一時的に見守り等の支援が必要な難病の方を含む障がい者、

障がい児に対して、日中の活動の場を提供することにより、それら障がい児や障がい者を日常的に介護している家族の方々の就労支援及び一時的な休息の確保を図る事業でございます。対象者につきましてはこのサービスによる支援の必要性が認められる、障がい支援区分の1以上の障がい者、障がい児となっております。

○委員長

次に、36ページ、「基幹型相談支援センターの各種支援について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

基幹型相談支援センターが2年前からできていると思いますが、支援センターについての主な目的、そしてその支援の仕方について教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

基幹型相談支援センターにつきましては、嘉麻市、桂川町、飯塚市において共同で現在穂波庁舎3階に障がい者基幹相談支援センターとして設置し、運営しているところでございます。事業概要といたしましては、毎月、自立支援のネットワークとして運営会議を開催するとし、多問題、多くの問題を抱えた事例などを圏域における障がい者、障がい児及びその家族等が抱える困難なケースの課題解決に取り組んでいるところでございます。障がい者基幹相談支援センターの役割としましては、総合相談、また専門相談、地域移行、地域定着の相談、自立支援ネットワーク、成年後見制度の相談、相談支援事業所との連携等がありまして、さまざまな相談内容につきまして、事業所と連携しながら、事業所につないでいくというような役割を果たしておるところでございます。

○金子委員

この障がい者基幹相談支援センターと社会・障がい者福祉課との関係というか、連携はどのようなものになっているか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この障がい者基幹相談支援センターにつきましては、私どもは社会・障がい者福祉課が圏域の5カ所の事業所に委託をいたしまして、その事業所から職員を穂波の庁舎のほうに派遣いただき、事業を展開していただいているところでございます。なおこれにつきましては、嘉麻市、桂川町、飯塚市の共同で行っているところでございます。

○金子委員

自立支援ネットワークというのは、どんなメンバーが入っているか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

自立支援のネットワークにつきましては、地域の関係機関の方々ということで、まずこの基幹支援相談センターの人間、それから相談業務を行っている機関の方々、それから医療機関の方々とも、関係をしていただいております。

○金子委員

障がいのある人たちからすると福祉課に行ったほうがいいのか、また基幹相談支援センターに行ったほうがいいのかと悩むときがあるんですけど、どちらを進めますか。

○社会・障がい者福祉課長

私ども社会・障がい者福祉課のほうでもご相談はお受けしますが、やはり専門の職員がいるということもございます。基幹相談センターのほうをご利用いただければと思っております。

○金子委員

私自身もこの基幹相談支援センターに何度も行ったことが実はあるんですけど、大変不便なところというか、行きにくいところです。私は自分自身が親ではあるんですけど、これからの世の中は、当事者、障がいのある人たちも、行きやすい、その相談窓口が必要かなと私は思いま

すので、当事者が行きやすいところを考えて行きやすいような支援センターにさせていただけたらと思っております。またこれも要望ですが、今旧穂波庁舎の3階ですよ。すみません、大変失礼ですかというか、行ったことのある方、挙手をお願いできますか。はっきり手を挙げていただけますか。はい、ありがとうございます。ここ見ても行かれたことがない方も多いと思うんですが、3階は、大変寂しいところです。私から見ても、これで本当に支援センターのかなというような、3階は、前は学校教育課だったと思うんですけど、そうですね、そこが撤退されたように全くなくなっていつてがらんとしていて電気もついていなくて、その横に本当にこれが相談支援センターのかと思うくらい小さなところに暖簾がしてあって、相談に行くと、大変こう気が寂しい気持ちになります。なので、せっかく支援センターを進めるのであれば、充実した誰もが行きたくするような支援センターにさせていただければと思っています。これは要望ですよろしく願いいたします。

○委員長

次に、42ページ、「生活困窮者自立支援事業の成果について」、兼本議員の質疑を許します。

○兼本委員

生活支援困窮者自立支援法についてお伺いします。本市の生活困窮者支援の現状はどのようになっていますか。

○生活支援課長

平成27年より生活困窮者自立支援法、これが施行されております。この法律はさまざまな問題から生活に困窮されている方などに対しまして自立、就労に向けたさまざまな支援サービスを総合的に提供し、その自立の促進を図ることを目的としております。この法律に基づきまして本市でも平成27年当初、穂波庁舎内に生活自立支援相談室、これを設置しまして、生活に困窮されている方などを対象に住宅確保給付金の支給や自立相談支援事業を展開してまいりました。先月5月7日より、本庁舎4階にこの相談室を移転し、継続して相談業務を行っているところでございます。

○兼本委員

事業の成果についてはどのようになっていますか。

○生活支援課長

過去3年間の事業実績、申し上げさせていただきます。数字の羅列になりますがご容赦ください。まず相談総数でございますが、平成28年度185名、平成29年度173名、平成30年度225名でございます。相談者の支援が決定するまでに緊急的支援を行ったものが平成28年度33件、平成29年度31件、平成30年度17件、これは具体的には社会福祉協議会の生活福祉貸付金の手続や本制度における住宅確保給付金につないだもの、地域の社会福祉法人が実施しておりますライフレスキュー制度の支援を要請したものなどが含まれております。続きまして、本制度で本来実施することとなっております相談者へのアセスメントを経た上での支援プランの策定、これにつきましては、平成28年度57件、平成29年度49件、平成30年度52件でございます。また全体の相談件数におきまして就労に結びついたものは、平成28年度35名、平成29年度18名、平成30年度19名となっております。さらにプラン作成をした後に具体的に支援を行った結果、目標達成などの理由によって支援終了に至った件数でございますが、平成28年度が34件、平成29年度が45件、平成30年度が70件となっております。相談室開設から4年間で終結率が84%と、このようになっております。この結果からこの相談室業務につきましては、一定の成果が見られているというふうに認識しております。なお、最終的に生活保護に至った件数でございますが、この4年間では、相談総数の2.7%程度にとどまっておりますから、本事業におきます第2のセーフティーネットとしての機能は発揮できているものと考えております。

○兼本委員

今答弁いただきました、実際の相談者総数と支援プラン策定に至った分ということで、割合というのが年間で違うけど30%から50%ぐらいあるんですかね。かなりの事業としては必要な事業じゃないかなというふうに思っています。またこの平成30年度から家計改善支援事業を実施されているということですが、その内容と成果を教えてください。

○生活支援課長

この事業が生活困窮者自立支援法の任意事業の1つでございますが先ほど申しましたように、相談室への相談総数は昨年度が225件程度ございました。相談の中身でございますがやはり、相談の大部分がさまざまな金銭問題を抱えている傾向が見てとれます。さらにその中で家計管理に問題があると思われる相談内容が全体の3割ほど占めている現状がございますので、これらの相談者は、自立相談支援事業などでの社会支援のつなぎや就労支援などでの対応は解決が非常に難しいものと考えております。これらの相談者に対しまして家計改善支援を実施することで、みずからの家計の課題を把握させて管理意欲を引き出していくように努めているところでございます。初年度である平成30年度に家計改善支援を行った対象件数は28件ございましたが、この経営改善支援は1件当たりの対応が長期間かつ多くの面接回数を要します。現在週に1回から2回の支援の対応でございますので、今後ニーズがさらに増加すれば支援員の対応日数等の増加の検討も必要であろうかと、そのように考えております。

○兼本委員

今答弁ありましたが、対象件数28件、この28件は、その長期間を要するというものですので、まだ支援が終了したということではないんですかね。

○生活支援課長

今申しましたように、昨年のはこれは家計改善だけではありませんが、平均プラン作成から終結までの日にちが平均で234日とかかかっております。昨年の統計なんですけども、ですのでこの分が全て今年度中に解決したということではなく、まだ継続的に家計管理を行っている状況の対象者が多数おるということでございます。

○兼本委員

では、この相談室の構成と相談員はどのような資格をいらっしゃるかお尋ねいたします。

○生活支援課長

この相談室の主任相談支援員が相談室の室長をかねております。相談室の包括的な管理をする立場であることから、精神保健福祉資格及び社会福祉の資格を有しております。相談支援員は特に就労支援業務に当たることとしまして、国家資格でありますキャリアコンサルタント資格を有しております。近年は社会情勢ではメンタルヘルスに起因する相談も非常に顕著になっております。この対応の充実を図るためにもこのような有資格者は非常に重要な役割を担っているとそのように考えております。また、家計相談員の資格としましては、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーまたは消費生活コンサルタントの資格を有する者、ファイナンシャルプランナーの資格を有する者、金融機関において融資、ローン相談部門などで勤務経験があり、債務整理及び出納計画の業務に精通しているものを配置しているところでございます。

○兼本委員

これから、まだまだ相談者の増加を目指すといいますか、自立支援を行わなくてはいけないということが必要であるではないかと考えますけども、その拡大の方法についてどのようにお考えでしょうか。

○生活支援課長

この事業の周知方法でございますが、市報やホームページ掲載、SNS発信はもとよりチラシを作成し、ハローワークや医師会、若者サポートステーション、13地区の民生委員・児童

委員協議会等の関係機関に配置をお願いして配付をお願いしております。本日も地区民協3地区ございますが地区民協に本日3カ所出向いて、相談室のほうが出向いて、このような相談業務を行っておるといふようなことで、伺っているところでもございます。また昨年度より管内医療機関7カ所の地域医療連携室や介護関連団体、このような団体にも制度の周知と協力依頼を行うなどしたことから若干でございますが、平成30年度の相談件数が増加しているような状況です。先ほど述べましたように、先月5月7日より、庁舎内の関係所管課との一層の連携強化並びに利用者の利便向上性を図ることを目的としまして、相談室を本庁舎4階に移転しております。この移転により、庁舎内の税務、介護、子育て、住宅、教育などの各関係各課との連携強化はもとより支援の必要な方々の早期の情報収集、また社協など近隣関係団体利用の際の利便性向上が図られ、相談者の増加につながるのではないかと期待を寄せているところでもございます。今後隔々まで周知が行き届くようその方法について種々検討を重ねてまいりたいと、そのように考えております。

○兼本委員

ずっと答弁いただいた中で、実際支援を策定してから支援終了に至った方が4年間で84%ということは、84%の方は自立の促進が図れたというふうに理解します。今回で平成30年度225件の相談があった中の大部分の方が金銭問題を抱えていらっしゃる、そして、家計管理に問題があると思われる方が約3割を占めていらっしゃるということでいくと単純に計算すると約68名ほどの方がそういう問題を抱えていらっしゃる方がいらっしゃる。そのうちの約40%の28件に関しては、家計改善支援の対象になったと、ただしこの改善するまでの期間というのが平均で234日かかっていますよということですよ。これからまた相談者がふえていくということになれば、やはりおっしゃるように、金銭的な問題というのが非常に多いのではなかろうかと思えます。日数もかかる、こういう現状の中で、でも実際に約半数ぐらいの方が支援を求められていたんだということを考えますと、この支援員の対応日数の増加、それから増加の検討や支援員をふやすことということも確かに先ほど答弁いただきましたけども、非常に大切なことではなかろうかと思えます。ぜひそういったところを踏まえてもう具体的に検討していただければと思っております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、福祉部についての質疑を終結いたします。

次に、教育部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています「学校運営及び学校教育にかかわる備品等の購入に関することについて、所管する教育財産の維持管理及び処分に関することについて」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

学校に置いて使用する教材等の備品はどのようにして購入されていますか。

○教育総務課長

教材等の備品につきましては、各年度、各学校からの要望また購入計画等に基づきましてヒアリングを行い、各学校の状況等を考慮する中で購入を図っております。

○兼本委員

その備品の管理についてはどうされていますか。

○教育総務課長

備品の管理につきましては、備品管理システムに登録を行い、管理を行っております。

○兼本委員

P T Aや各団体などから学校へ寄贈されることもあると思うんですけども、その備品等についての管理はどのようになっていますか。

○教育総務課長

寄贈等があった際、寄附採納に係る諸手続を経まして、先ほど申し上げましたように、備品管理システムにおいて登録し、管理を行っておるところです。

○兼本委員

ということは、寄贈されたものを最終的には、学校の備品として取り扱うということによろしいでしょうか。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

ではその備品等が例えば、古くなって使用しなくちゃいけないとか、そういったことで、例えば保護者のほうから要望があった場合、これを新しくしてほしいとか、要望があった場合は、その学校に要望を伝えて、学校のほうから教育委員会のほうにあげていただいて、それでそこから購入計画に従ってやっていくということになるんですかね。

○教育総務課長

はい、先ほどもご答弁をしましたように学校備品の購入につきましては、学校の要望、それと計画、購入計画をもとにヒアリングを行っておりますので、今、質問者が言われましたような内容であれば、学校のほうにまずお伝えをいただければというふうに思います。

○委員長

次に、3ページ、「学校図書館司書の配置について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

飯塚市においては、学校図書館司書が配置されていますが、どのように配置されているか教えてください。

○教育総務課長

本市におきましては全市立の学校に学校図書司書を配置を1名ずつ配置しております。ただ児童生徒数の状況等を鑑みて2名、配置している学校があります。その学校につきましては小中一貫校、4校ございますが、幸袋校、飯塚鎮西校、それと穂波東校には2名配置しております。

○金子委員

穎田小中一貫校には配置しないということは、クラス数が足りないというふうに考えていいということですか。

○教育総務課長

文科省も学校の規模を示している大方の学級数がございます。標準規模が12学級から18学級というふうになっていまして、そのようなことを参考に学校図書司書のほうも配置をしております。そのことから穎田校については1名の配置ということでございます。

○金子委員

後からも出てくるんですが、生涯学習課の図書館のことで、穎田の支所は穎田の図書室になっていると思うんですが、残念ながら図書司書が穎田には図書司書がないというふうにお聞きしましたということは、穎田地区には図書司書が1名しか配置されていないということになりますよね。なので、これは要望ですが地区地区に応じた学校だけでなく、地域を含めたところで図書司書のことを考えていただけたらと思っております。

○委員長

次に、3ページ、「学校司書の位置づけについて」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

学校図書司書は、ありがたいことに飯塚市は全て置いていただいております。これは筑豊地区でも大変ありがたいと思いますが、残念ながら、本当に残念なのが大変忙しいということが

学校は入ってよくわかります。私も実は自分の子どもたちの小学校に、ずっと読み聞かせボランティアで毎週入っているんですが、そのときに図書館司書の先生たちが大変忙しい。それは図書館での業務、本の紹介とかとだけでなく教科書のこととか、それ以外のことが大変忙しいというふうに見てとってわかります。大変特に4月ぐらいは本当に忙しいですし、今は各クラスに1時間の図書の授業ということで、クラス数が例えば、1学年3クラスだったら、18時間を持たなくちゃいけないというような状況になっています。その中で学校図書館法の法的配置が働いているのか教えてください。

○教育総務課長

学校図書館法に基づきまして、市立の全学校には学校図書館を設け、先ほども申しましたように12学級以上、標準学校ですけれどもそこには司書教諭の配置をしております。また本市は司書等の有資格者を学校図書司書としまして各校1名配置しております。そういったことから学校図書館運営の充実を図っているところでございます。

○金子委員

学校図書というのは司書が大変重要な役割を果たしていると思います。大変メディアが盛んになって図書離れが叫ばれる時代になっております。また、ひきこもりや学校のクラスでのいじめが起きた場合に図書館が大変重要な場所になるというふうに聞いております。そこに人が、大人の人がいるというのは子どもにとっても安心した場所になるのではないかと考えますので、ぜひまた、子どもにとって安心できる場づくりとして図書館のことを考えていただきたいと思っております。

○委員長

次に、5ページ、「学用品扶助の各学校ごとの対応について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

学用品扶助というのを学校によって配れていると思いますが、その金額が異なる場合は、その差額はどのようにしているのか教えてください。

○教育総務課長

本市の就学援助制度におきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価をもとに、学用品扶助費や入学準備費の援助額を設定し、対象となる児童生徒の保護者に定額支給を行っております。それらの扶助費につきましては、学校生活に係る物品等の購入に使用していただくものでございますので、各保護者の判断でご利用をいただいているところでございます。

○委員長

次に、11ページ、「外国人が親権者である子どもの不就学について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

近年外国籍の保護者が全国的にふえています。本市においても同様の傾向があります。今後ますます増加することも予想されます。そこで外国籍の保護者の子どもたちが不就学とならないよう、どんなことが本市でなされていますか。

○学校教育課長

不就学とは、公立学校等及び外国人学校等のいずれにも就学していないもの、就学の実態が把握できないものと解しますが、本市では、国外からの転入時及び小学校入学時に該当する外国人登録がなされている保護者に対しては、就学意思の確認を行っております。例えば、入学時には入学意思確認の通知を送付し、入学申込書、または入学辞退届の提出を求めています。中にはインターナショナルスクールへ入学したり、母国へ帰国予定であったりするため、入学実態届を提出される方もいらっしゃいます。また、入学の意志についての連絡がない場合には、電話連絡等に加え、学校と連携しながら家庭訪問等も行います。それでも居住実態が把握できない場合には、入国管理局に出入国記録の紹介を依頼し、確実に就学できるように努めており

ます。これは転入があった場合も同様であり、現在本市では、外国人登録がなされている保護者の児童生徒で不就学に当たるケースはございません。

○兼本委員

ちょっと、単純なこと聞いていいでしょうか。外国人の場合、親権者は外国人、例えば、お父さんが日本人、お母さんが外国籍の方、そのお子さんが飯塚市の学校に入りますよといった場合、この子は義務教育に当たるのですか。それとも先ほどの外国人のインターナショナルスクールに通わせるのか、例えば公立の小中学校に通わせるのかとなったと、そういう選択肢にさせて学校に行くのか、それとも私たちの個人情報などでこの子が、何というんでしょう。外国籍なのか日本籍なのかというのはわかりません。でも学校に来てあります。両方ある、実態としてそういった場合というのは、義務教育に当たるのか親の親権者の選択肢によるのかというどちらになるんでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:58

再 開 13:59

委員会を再開します。

○学校教育課長

飯塚市で住民登録をされた場合には、まず飯塚市の学校へ入学を促します。ですので義務教育の範疇になります。ただインターナショナルスクールに行くというケースも現実にはございますので、その際には、その入学先等について確認をさせていただいております。

○兼本委員

そういった中で確認されている中で不就学に当たるケースはないということは非常によろしい事ではないかと思えます。問題が例えば、例えばのケースでいいですか。お父さんとお母さんが別れてひとり親家庭になりました。ひとり親家庭になって親権者は、外国籍のほうだっただけです。そうすると、その方が夏休み等を利用して子どもを連れて、自分の国にお帰りになられたと。帰られて、日本は9月から学校が始まりますが、なかなか帰ってこられないというケースが多分あるんじゃないかと思えます。そういった場合に今の話でいくと例えば、日本人のお父さんお母さんどちらでも構いません。先に子どもだけを返すよとなったときには、お父さんやお母さんのところにこの子どもは、帰されるということになるんですよね。お母さんやお父さんが外国から帰ってこなくて、子どもだけが日本に帰ってくるとなった場合には、それは、お父さんとお母さんが別れてあったとしても、日本のお父さんやお母さんのところに帰ってくるということになるんですかね。

○学校教育課長

ケースが、まず日本にいる就学時の年齢であれば、日本の学校に通うことができます。その帰国された際の理由が、例えば向こうの本国に帰って向こうで生活し、学校に通いますということでしたら、そのままであると思えますけども、例えば夏休み期間中、一時帰国をしますということで、もし学校に戻っていなければ、先ほど言いましたとおり学校のほうで住居等を探したり、また本市のほうに問い合わせがあると同時に入国管理局のほうに照会をかけるというような手はずをとることになると思えます。

○兼本委員

わかりました。先ほど言いましたように、例えば今親権者のほうが外国に残っていると、子どもだけが学校に行かせるために戻ってきましたとなると、例えば、日本にいる親が飯塚に住んであれば、当然飯塚の学校に行くでしょうからいいんですけど、例えばその人が東京に住んでいるとか、北海道に住んでいるとかいった場合にそこに何の連絡もなしにそこに子どもは行くわけですよ。例えばもう親がもう、子どもの面倒を見ないこととかというのはあり得ると

思うんです。そうすると、この子は、そのままの学校に行かないままに、なってしまうというようなケースが出てくるんじゃないかと思うんですね。今課長おっしゃられたように、もともといた学校の先生たちが何でこっちに帰ってこない、もしくはどこに行ったかわからないということで、いろいろ調べた結果、学校に行っていなかったよというようなケースは実際にあったみたいなんです。でもそれはたまたま調べられたからよかったけども、調べてわからなかったら、その子は、そのまま学校も行かずに、もしかしたら、ずっと日本にいる可能性だってあるんですね。ちょっと先ほど私が、親の国籍がどうなのかという話をしたんですけど、例えば義務教育を受ける権利がもし子どもにあるのであれば、ここは何とかそういう、こう非常に難しい問題だと思っています。情報がなかなか流れない、入ってこないというのはわかりますんで、ただしそういった子どもたちのケースが出てくるのではないかなというふうに考えられます。どうにかここはやはりどうにかしていかないといけないのではないかなと思いますが、現状で何かそういった対策というか、先ほど言われました入国管理局の照会ぐらいしかやっぱり方法というのはないんでしょうか。

○学校教育課長

一度出国して戻ってきて場合に、改めて例えば飯塚市のほうに、そのお知らせがあるというわけではありませんので、申し出がなされない限りは、正直なところ難しいところはあると思います。もちろん学校のほうも責任を持って追跡調査をしますが、例えば父親の所在が今のケースだとわからなかったりするときには、なかなか難しいものではないかと思えます。そういった際にやはりいろんな方の情報をもとに、学校に届けば、適正に対処させていただくということになると思う。

○委員長

次に、11ページ、「支援員の人事について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

今、飯塚市にはそれぞれの特別支援学級があり、また特別支援学級がなくても、教育支援員が配属されていると思います。それは大変ありがたいと思いますが、その配属というか採用の仕方、また期間についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

まず各学校への配置については、学校教育課のほうで行い、募集をかけているところがございます。特に資格については、特別な場合を除き求めておりません。さらに年数については基本的には1年更新という形で継続して働いてくださる方には働いていただいているというのが実情でございます。

○金子委員

今、特別な場合は除きとありましたがどんな場合が特別か教えてください。

○学校教育課長

本市にあります飯塚小学校のほうに通級指導教室のほうを設けております。そちらのほうに配置しております特別教育支援員については通常とちょっと異なりますので、その際には教員免許状を有するという規定を設けて、今配置をしております。その他の学校は、そういう特例がございません。

○金子委員

特別支援を必要とする子どもたちには資格がない人たちが入るということですよ。その場合、私もさまざまな子たちを見てきたときに、医療的ケアが必要な子も入る場合もあると思います。その場合に、例えば、看護師の資格を持った人が、例えばいろいろ注射が必要な子とか吸引器が必要な子とかいますよね。そういうときに、看護師の資格が必要だって言うときがあるかもしれません。そのときには、どういうふうな措置をとられますか。

○学校教育課長

特別教育支援員については基本的には子どもたちに寄り添って支援をしていくことになりま  
すので、実際にはそういったことになるかと教員でありますとか、養護教諭であるとか、そうい  
ったところが当たることになるかと考えております。医療ケアが必要な場合にはもう、直接医療  
機関のほうにという形に養護教諭のほうで行いますし、例えばエピペンとかが必要な生徒もい  
ますので、そういったものについては学校の教員のほうで研修を行って、教員のほうで打つ体  
制はとられております。

○金子委員

養護教諭に関しては学校の養護教諭の免許だけを持っている方もいれば、看護師の資格を持  
っている方もおられると思いますが、医療的ケア、特に糖尿病の注射等になると、看護師じゃ  
ないと難しいというふうにお聞きしていますがそれはどういうふうと考えられますか。

○学校教育課長

現状、そういった医療的な免許を持っている方を学校に配置してはおりませんのでご家族の  
ほうと協議してどのように対応するかを図っているところでございます。

○金子委員

特別支援教育の教育支援員なんです先ほど1年更新だというふうにお聞きしましたが、私  
の知り合い等は、支援員がいらして、あるところに行くと、何か月かまた休まないと入れない  
というふうな話を聞いたことがあるんですけど、どういうふうな仕組みなのか教えてください。

○学校教育課長

現状、雇用形態からいきますと、一応3年を区切りで再更新という形になったときには一定  
期間を空けるようになっておりますので、市の規定のほうにしたがってそのような形をとって  
おります。

○金子委員

どうしてその一定期間休まなくちゃいけないのかというところを教えてください。子  
どもたちからすると、4月が始まりなのに、突然その支援員の先生たちが休むという状況にな  
っていたり、また支援員が大変不足しているという状況を聞きますので、どうしてその休みが  
必要なのか教えてください。

○学校教育課長

現在、特別教育支援員は市雇用の臨時職員でありますので、市の臨時職員の規定に従っての  
こととございます。

○金子委員

理由はわかりましたが、学校という中で動いているところを考慮して、やはり子どもたちに  
最善が尽くされるよう配慮していただけたらと思っております。

○委員長

次に、11ページ、「支援員の研修内容について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

また、引き続き支援員の問題ですが、学校の教師、教諭だけでなく学校にはさまざまな方が  
働いてあると思います。その中で、特に支援員は、特別な支援を必要とする子どもたちにつく、  
一番身近な大人であると私は考えております。その研修はどういうふうに行われているのか教え  
てください。

○学校教育課長

特別支援教育支援員の研修は昨年度まで、夏季休業前の年1回実施でございました。内容と  
しましては、特別支援教育支援員の役割や心構え、具体的な支援のポイントであるとか、障が  
いに対する理解など筑豊教育事務所の指導主事の講話等々を通じて、研修を行っております。  
今年度につきましては、年度当初に新しくなられた方には、まずもって研修が必要だろうとい  
うことで、今年度から4月に研修を1度入れ、そして同じように夏休み前の2回を計画してお

ります。また、毎年行っております。発達障がい研修会等にも声をかけさせていただいて参加を促しているところでございます。

○金子委員

時間的に大変難しいかと思いますが、これも要望ですが、資格がないというところでやっていることに関して私も別にその資格がないことがいけないとは私も思っていません。資格がなくても、大変障がいのある子どもたちに対して大変理解がある、もともと資質のある方もたくさんいるなど思われますし、またもともとそういう支援員になりたいという気持ちのある方は、ほとんどの方々が大変すばらしい方だと私は思っております。しかし、必要な研修というのはやはりあると思っております。もともとその障がいに対しての理解を深めるための内容のもの、特に障害者差別解消法とか合理的配慮のもの、また男女共同参画の視点からの発言でということと研修を用意していただければ、大変時間がないと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

次に、11ページ、「スクールカウンセラーの組織勤務体制について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

現在、スクールカウンセラーが飯塚市には配置されていると思いますが、その組織と勤務体制について教えてください。

○学校教育課長

スクールカウンセラーにつきましては、県費いわゆる福岡県教育委員会のスクールカウンセラー、そして市費飯塚市が配置しているスクールカウンセラーの2種類でございます。県費のスクールカウンセラーにつきましては、1中学校区につき、1名から2名配置され、週に4時間から8時間の勤務になっております。市費のスクールカウンセラーは5名配置されており、原則1人当たり週4時間の勤務となっております。県費のスクールカウンセラーは、校区内の各学校において、主に保護者や児童生徒の教育相談に当たっております。また、市費のスクールカウンセラーにつきましては、各学校長からの要請を受け、学校または本庁において、主に保護者や児童生徒の相談業務等を行っているところでございます。

○金子委員

ということは、飯塚市のスクールカウンセラーもいれば、筑豊教育事務所から派遣されている方もいらっしゃるということですよ。大変二重構造というか、出所が違うんだということはわかるんです。わかるんですけど、保護者や子どもたちからすると、ある意味どっちも一緒だと思うんですよ。自分の気持ちを聞いてくれる、自分の子どものことを相談に乗ってくれるというところでは同じで、その人たちがどんなところから来ているのかというのは正直関係ないと私は思います。それよりは、自分がどれだけ話しやすい人になれるのかというのが、話しやすい、相談窓口なのかというか、そこが一番大事なのではないかなと思います。特に、やはりいじめられたり、虐待を受けたり、暴力を受けたりする子たち、あるいはそれを見ている親たちというのは大変心が傷ついていると思いますので、相談をするのにも大変勇気がある状況の中で、例えばそれが、きょうはいつも来ている先生はいない、あしたの午後しかいないとか来週また来るよとかなくても、相談する側は大変しにくいと思うんですよ。特に今の保護者は、ほとんどが保護者は両方とも働かれて、もしくはひとり親家庭かもしれない。そのときに時間をとって相談に乗るといのは大変時間を割くことだしそこがまたきょうはいないとか、あるいは市役所に行ってくださいといのは大変便利が悪いものだと思います。なので、せっかく、これ提案になるかもしれませんが教育事務所と飯塚市があるのであれば、どちらも利用するんじゃなくて、保護者からまた子どもたちから見て何が一番、どういった状況が一番、利用しやすいかということを考えていただければと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 18

再 開 14 : 28

委員会を再開します。

次に、11ページ、「スクールソーシャルワーカーの組織勤務体制等について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

スクールカウンセラー続きまして、スクールソーシャルワーカーはどここの組織に入るのか、またその勤務形態を教えてください。

○学校教育課長

スクールソーシャルワーカーにつきましては、公益財団法人福岡県社会福祉会にお願ひし配置していただいております。県費、これも先ほどと同じように県費と市費というのがございまして、県費につきましては、1つの中学校区、現在は鎮西中学校区に1名配置されております。時間といたしましては、週8時間という形でございます。また、市費のスクールソーシャルワーカーについては1名配置しており、週4時間の勤務となっております。どちらも業務内容は、家庭、学校、地域環境の改善に向けて支援ネットワークを築くことでございます。

○金子委員

私自身がそのスクールソーシャルワーカーという方にお会いしたことがないんですけど、どんなふうな、具体的に例えば鎮西でどんなことが起こって、よかったとかそういう具体的なお話が聞ければと思います、どうでしょうか。

○学校教育課長

鎮西ではございませんけども、例えば子どもとの連絡がなかなかとれない、親ともとれないとかいった場合に一緒に家庭訪問していただいて、親と学校、そして関係機関をつないでいただいたりと言ったようなことで、学校だけではなかなかその解決の道が見えないときであるとか、学校と親御さんの関係が悪いときに、こういう方に入っていただくことで前進したという事例がございます。

○金子委員

今まではスクールカウンセラーがたくさん多かったし最近は入るのが当たり前のようになってきている時代と思いますが、私はこれから必要なのは、先ほど民生委員の話もございましたが、民生委員さんが大変いっぱいいっぱいというか、業務内容がたくさんある中で、このスクールソーシャルワーカーというのは大変貴重な存在ではないかなと思っております。自立支援の話とか児童虐待の話とか、妊婦さんの話とか全てをネットワークしていくというのは大変重要なことだと思いますので、このスクールソーシャルワーカーやほかの相談事業とかを組めるような組織づくりもお願いしたいと思います。

○委員長

次に、11ページ、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの連絡体制について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーというのは、私の聞いたところによりますと、自分が例えば子どもだったら、担任に話をし、それから校長先生に話をし、それからスクールカウンセラーに話が行くというような話を聞いております。ただ残念なことにとどうしても急いで解決したいとか、実は担任の先生が苦手なんだとか、校長先生が実は苦手なんだという、そういう話もあると思うんですね。そのときにその経路を通らなくちゃいけないというのは大変子どもたちからすると、問題抱えた親からすると大変連絡しにくい状況

になっていると思います。そこを直接連絡がとりたいというときは、どういうふうにすれば良いのか、お伺いいたします。

○学校教育課長

おっしゃいますとおり原則としてスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーについても学校を通じて連絡するようにしております。これは日数の問題もございまして、調整の問題もありますので、そういう形をとっております。ただ例えば子どもが直接相談したい案件があったときにやはり学校で言えば、保健室というのが非常に大きな役割を示しており、その1つの一端を担っているのが、養護教諭ではないかと思っております。また飯塚市教育委員会のほうといたしましては、市の教育研究所のほうに相談電話の窓口がありますので、そちらのほうに保護者から相談があった場合には、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーにつなぐというようなことも行っているのが現状でございまして。

○金子委員

私の知り合いは、残念なことに担任に話をしました。だけど、担任が少し待っておいてくださいと言うから実際待ったら、実はその先生が忘れていた。連絡するのを忘れていて、その子はずっとずっと待っていた、子どもをお持ちの人もずっと待っていたという事例がありますので、どんなふうにそうじゃなくてもいいんだよということを必ず担任じゃなくても大丈夫だということを周知できるような方法を考えていただくようお願いいたします。

○委員長

12ページ、「豊かな学びを構築するための教育について、保護者の理解の必要性について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

豊かな学びを構築するための教育についてお伺いいたします。本市ではさまざまな教育施策が講じられています。また成果も見られているようです。未来を担う子どもたちのために先進的な教育を行っていくことは私も重要と考えていますし、実際私はPTAの会長していたころに、オンライン英会話が始まりました。国語が大嫌いな子どもがこの英会話が始まったことによって、自分の意見を外国人に伝えたいということで、国語を一生懸命頑張ったと、そして国語の力が上がったと保護者の方が非常に喜ばれていました。そういった意味ではさまざまな方向性から、教育というのは、いろんな方向性を子どもたちに与えることによって、苦手な分野も得意科目のほうになっていくのかなと思いました。また昨年からまちづくり協議会でプログラミング教室というのを始めました。ことしはあと2つほどまちづくり協議会も同じように実施されたみたいなんですけども福岡ソフトウェアセンターに依頼して行いました。今回福岡ソフトウェアセンターの実績報告というのが出ていまして、その中にこのプログラミング教育というものの自体、やはり保護者が何で必要なのかとか、言ったことがわからなかったですとか、しかし子どもと一緒に参加することによって何となくわかりました、参加してよかったですというようなアンケートのご意見をいただいています。そういった意味では今新しい、飯塚市はいろんな教育施策を行っています。この件に関して、やはり保護者の皆さん、何でこういうことをやっているのかを知っているのかということをお考えすると、なかなかやっぱりちょっと保護者までの認知もしくは理解をされていないことが多いのではないかと感じると思います。そこで私は保護者の理解がこれから学校教育、PTAを通してでもそうなんですけど、学校、地域、保護者と協力してやっていく上で非常に大切じゃないかというふうに思っておりますが、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長

質問委員がおっしゃいますとおり、学校、地域、家庭が一体となって子どもたちを育成していくためには、保護者や地域の方にも、これからの教育の方向性を知っていただき、本市の教育施策に対して理解していただくことは重要なことだと考えております。

○兼本委員

そのためにはどのような取り組みがなされていますか。

○学校教育課長

本市では、年度当初にリーフレット、「飯塚市が目指す教育」を全児童生徒の家庭に配布し、市のホームページを通して、どなたでも見るができるようにもなっております。また、年に1回、市の教育施策に関連した教育フォーラムを開催し、保護者の皆様にも参加を呼びかけております。学校においても、PTA総会の際に自校の取り組みとあわせて説明をしたり、学校通信で啓発を行ったりもしております。また、年に2回行っております学校開放日も、そういった意味では重要なものだと考えております。

○兼本委員

未来の社会を見据えて教育委員会が今取り組まれていることは非常にいいことだというふうに思っていますし、もっと充実させてほしいという思いもあります。ただ私たちもそうなんですけど私が受けた教育と全く違うわけなんです。しかし、その上で子どもたちの教育効果を高めるためには保護者の理解や協力というのは欠かすことはできません。子どもたちや先生方とともに保護者の皆さんもこれからの教育について、学ぶ機会をできるだけたくさんつくっていくべきではないかというふうに思います。教育委員会主催の講演会も大切だと思いますけども、各学校で行われている授業参観には、かなり多くの保護者が参加されています。残念ながらPTA総会とか、そういったところになるとなかなか保護者の方の参加というのが難しいところがございます。ですので、逆にその授業参観などの保護者が多く、参加される機会に、キャリア教育やプログラミング教育に係る授業やオンライン会話の授業を保護者に見ていただくことによって、参観された保護者に、よさや必要性が伝わるよう工夫していただきたいと思っておりますので、どうか、そのような形で保護者の理解度を高めるためにもお願いしたいと思っております。

○委員長

次に、12ページ、「放課後児童健全育成事業について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

放課後児童クラブが子育て支援課から学校教育課に所管が変わりまして2年が経過しました。この2年経過した成果や課題についてお答えください。

○学校教育課長

まず成果といたしましては、児童クラブと小学校の情報交換が定期的に行われるようになり、児童に関する情報の共有化が以前よりも随分進んだと考えます。また、児童クラブが学校施設を円滑に利用できるようにもなってきております。さらに、児童クラブでは児童クラブごとに、教育的要素を取り入れた活動が積極的に行われつつあります。課題といたしましては、児童クラブにより、やはりこの取り組みの差があったり、また取り組みが体系化されていなかったりしているところが課題かと捉えております。

○兼本委員

このたしか2年前に学校教育課に所管が変わりましたと言ったときに、教育的要素を取り入れた活動がそれによってできる、できますというのは非常に利点ですという話をたしかその当時の教育長である市長が言われてあったと思うんですけども、その教育的要素を取り入れた活動というのは具体的にはどのようなものを行っていらっしゃるんですか。

○学校教育課長

例えば音読でありますとか、朗唱でありますとか、そういったものもございますし、それからいわゆる知識面だけではなくて、体力向上のために、スポーツ的な要素を取り入れた、例えば縄跳びであるとかいったものを集団でやるというような取り組みがいろいろな児童クラブで実行されているところでございます。

○兼本委員

わかりました。そのような状況を踏まえまして、今後の方向性についてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長

放課後児童の支援のあり方について、今後検討委員会を立ち上げ、放課後の児童クラブにおける、先ほどから申しております学習プログラムづくり等を行ってまいりたいと考えております。現在、そのための準備を行っているところでございます。

○兼本委員

その学習プログラムづくりというのは、先ほどそのスポーツ的要素であるとか、団体で行う要素、団体行動であるとか、そういったものを主体としたプログラムということによろしいのでしょうか。

○学校教育課長

はい、おっしゃいますとおり、今のようなことでございますし、児童クラブは異学年交流が非常にとりやすい環境でもございますので、そういった利点を生かして取り組めること進めてまいりたいと考えているところでございます。

○兼本委員

今後、共働き世帯が増加している中で、また保育の無償化が始まって非常に児童クラブに入所する児童も増加していくのではないかとというふうに予想もできます。児童クラブでの生活がより有意義なものとなるように児童クラブの支援員さんの確保も含めて取り組みを進めていただきたいと思えます。

○委員長

次に、12ページ、「ペッパーの活用について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

今、プログラミングの話が出ておりますが、ペッパーが学校に何台か入っているということを知っておりますが、どのくらいの台数、ペッパーが入っているのかまた、どのように使っているのか教えてください。

○学校教育課長

今年度中には全小中学校29校に配置予定でございます。現在の使い方といたしましては小学校ではプログラミングの授業の中、そして中学校では主に技術科の中で使われるというふうに考えております。

○委員長

次に、「オンライン英会話の実施状況について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

小学校でオンライン英会話が行われるというふうに聞いておりますが、どの学校でも取り入れられているか、またどのようなシステムで行われているのか、ほかの自治体に取り入れられているのかどうかをお伺いいたします。

○学校教育課長

飯塚市小学校の5年生、6年生の全児童に対して行っております。平成28年、29年は6年生のみでの実施でしたが、30年度そして今年度は5、6年生で実施しております。オンライン英会話のシステムは、インターネットを活用してネイティブ講師とのマン・ツー・マンでの英会話レッスンができるシステムとなっております。小学校の授業に英会話を導入することで、英語でのコミュニケーション能力等の基礎が養われ、中学校英語教育につながると考えております。他の自治体での実施については十分な把握はしておりませんが、非常に数はあっても非常に少なかったり、幾つかの学校単位でというふうなことでお聞きしております。

○金子委員

オンライン英会話は、大変有効だと思っております。また4技能とよく言われるのが聞く、話す機能ができ、これからは書くとか読む力を養うところができるのではないかと思います、特にその中学校英語教育との連携をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○学校教育課長

今おっしゃいましたとおり小学校で話すことや聞くことをしっかり学んでいることを踏まえて、中学校ではやっぱり読むこと、そして書くことを加えた、4技能をバランスよく育成していくように努めております。中学校の英語教員には小学校のオンライン英会話や英語科の授業参観を通して、小学校でどのような英語の授業が行われているかを把握させております。以前から、言われておりますが、教師からの一方通行の授業が特に中学校では多いようでしたので、そうならないようにゲーム形式の授業取り入れたり、生徒同士の対話活動を仕組んだりするなど、学習活動を計画的、継続的に行っております。また中学校には現在の電子黒板等もございますので、動画や電子教材の活用も積極的に行われるようになってきているところでございます。

○委員長

次に、12ページ、「放課後児童健全育成事業における児童の過ごし方について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

先ほどの続き、延長になりますが、児童クラブの過ごし方について聞きたいです。また、大体のスケジュールをまず教えてください。また、長期休暇中はどのように過ごしているかをお伺いいたします。

○学校教育課長

各児童クラブにおいて児童の過ごし方は異なりますが、一例として、挙げさせていただければ、平日であれば、15時から遊戯室またはグラウンドでの遊びを行い、おやつ等の休憩を挟み、室内清掃の実施、16時ごろから縄跳びや跳び箱の教育活動や俳句の朗唱などを行いまして、18時または延長の19時のお迎えの時間となっております。また、長期休業中、また学校の休業日においては、8時から読書や学習、読み聞かせ、またDVDを利用した学びの時間、そして10時ぐらいから遊戯室またグラウンドでの遊び、その後昼食をとりまして、午後からは再度、学習時間は読み聞かせなどを行い、15時から平日と同様のスケジュールで実施しております。

○委員長

次に、12ページ、「児童クラブの先生たちへの研修内容について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

先ほどから放課後児童健全育成事業ということで、児童クラブと先生たちの生活が大変忙しいもので学校の先生よりもいろいろこう考えなくちゃいけない、生活全般のことを考えてスケジュールを立てているんだなということがわかりました。それでその先生たちの研修というのはどのようなものか教えてください。

○学校教育課長

児童クラブの先生たちに対しましては、委託業者でありますNPO法人飯塚市青少年健全育成連絡協議会において、児童クラブの先生方の資質向上のため、全員を対象に、昨年と言えば、8回の研修を行っております。内容といたしましては、接遇、人権、アレルギー対応、スキルアップ、救命救急に関することなどでございます。また、学校と定期的に集団活動の指導のあり方、コミュニケーション能力の育成などの研修も行っております。なお、近年の子どもに対する虐待、いじめや不登校などの状況を鑑みれば、先生方の資質向上は継続的に取り組まなけ

ればならないものと考えております。中でも、接遇、子どもの人権、いじめに関することについて、先生方の知識の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

次に、12ページ、「学校と児童クラブの連携及び障がい児放課後デイサービスとの連携について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

児童クラブに関連して学校との連携、先ほどおっしゃれましたが、もう一度連携についてお聞きいたします。どんなふうな連携をされておるかお伺いします。

○学校教育課長

各小学校には、児童クラブ担当の教諭がおります。児童クラブと小学校の情報交換会も定期的に行われ、情報の共有化を進めているところでございます。児童クラブにおいては、児童館のトラブルや指導上での諸問題の解決策について、学校からアドバイスを受けるようなことも行われております。また児童クラブが学校施設をより円滑に利用できるようになってきており、先ほど申したとおり教育的要素を取り入れたプログラムづくりにも一助となっていると考えております。

○金子委員

それでは、障がい児、障がいのある子どもたちの障がい児放課後デイサービスと学校との連携についてお伺いいたします。

○学校教育課長

教育委員会としまして、放課後デイサービス等との連携は特に行ってはおりませんが、各学校では特に昨年度あたりから基幹相談支援センター職員やデイサービスの職員と学校側とで定期的にケース会議を実施されているところがふえてきております。また対象児童への対応について、協議するように学校からも、そしてそういった関連サービス関係のところからも、問い合わせがあり、進めているところでございます。

○金子委員

以前は障がい児放課後デイサービスがたぐさなかったもので、かなりの人数の子どもたちが児童クラブに所属しておりました。しかし、現在、ここ2年か3年ぐらいたと思うんですけど、放課後児童デイサービスというのが大変盛んになりまして、迎えに来ていただいて、車で来て送迎して、子どもたちをそちらに運んで送迎するという形がふえてまいりました。料金的にも、児童クラブより放課後児童デイサービスのほうが利用料金が安いとか、子どもたちをお家まで連れてきてくれるという利点もあったり、また子どもたちのトラブルが少ないという理由で児童クラブを利用せずに放課後児童デイサービスを利用されている保護者が多いと私は聞いております。それはそれでいいことかなと思うんですけど、そのときはいいことかなと思うんですけど、子どもたちの将来的なことを考えたら、ずっと放課後デイサービスにずっと行く、いわゆる一般の子どもたちと交流がないまま、行くというのは私は大変危険なものではないかなと考えております。せっかく事業では、特別支援クラスに行き勉強が難しいとかそういうことでなく、前だったら一緒になって遊んでいたところが、この子どもたちが放課後デイサービスに連れて行かれるというか、そちらで過ごし、児童クラブで過ごしてということになると、全然交流が持てないままになって大人になっていくというのは、実は大きな問題ではないかなというふうに私は考えております。なので、先ほどのちょっと戻るんですけど、社会・障がい者福祉課の児童サービスの中で保育所等訪問サービス、保育所等であったので、できればそこで一緒になって話せるような、教育部と福祉部が子どもの放課後について話せるような取り組みがあればいいなと考えておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○委員長

次に、16ページ、「学校給食費の収納に関することについて」、兼本委員の質疑を許しま

す。

○兼本委員

学校給食費の収納に関することについてお伺いたします。給食費滞納者についてどのような手続を行っていますか。

○学校給食課長

学校給食費の滞納対策につきましては、督促状、催告状の送付、電話、訪問等の実施、また保護者から滞納の原因を招集し、分納相談等にも応じながら対応しておるところでございます。また悪質な滞納者に対しましては、裁判所に支払督促を申し立てる法的措置を実施しているところでございます。平成30年度につきましては、22件、約450万円の債権について実施いたしました。今後も同様の取り組みを行いながら、給食費の納入意識の向上及び不公平感の解消につなげ、収納率の向上を図りたいと考えております。

○兼本委員

いろいろ滞納に関しまして学校給食課のほうでいろいろご苦労されているというふうに思っております。今22件、平成30年度で22件、約450万円の債権について、支払督促申立が行われたということですが、どのくらいの回収がございましたか。

○学校給食課長

督促を行った金額445万6616円のうち、今現在回収できたものが116万8445円でございます。

○兼本委員

それは例えば、あと残りが回収できないという部分に関しては、支払督促の法的措置ということであれば債務名義がとられてあるということですのでよろしいですかね。

○学校給食課長

債務を確定させていただいたものが11件ございます。

○兼本委員

それは全部、それで回収は可能になったんですか。

○学校給食課長

債務は確定しておりますが、これから強制執行等の手続に移りまして、財産状況調べながら回収していくというふうの流れになります。

○兼本委員

債務名義がとれても債権を回収できないということは多々、ここだけではなく、一般的に多い事例ではございます。これ今約450万円の22件ということであれば、1件当たり約20万円ほどなのですか。もっと、例えばこれ早めに滞納対策というのができないものなのかどうかについてお伺いします。

○学校給食課長

この法手続につきましては、過去平成26年度に実施いたしまして、27年、28年、29年につきましては、この法的設置というものの事務が非常に煩雑でございまして、実施できなかったところがございます。ただ平成30年度以降につきましては、この法的措置につきましては、継続的に定期的に実施していかないと滞納者に対する警告的な効果も薄れていくものと考えますので、今後は確実に実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

○兼本委員

ぜひ、確かに先ほど課長答弁ありました。不公平感の解消というところもございまして、早目の、今までに平成27年、28年、29年度の部分も一緒に含まれている金額ということは理解できましたので、そういったこともないようにしてほしいですし、今後、早目の対応をとっていただければと思います。

○委員長

次に、16ページ、「保護者が負担する給食員の使途について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

現在、飯塚市では、給食が自校式になって残食率も大変減ったというふうにお聞きしております。私の娘も、ぎりぎり二瀬中学校のほうで自校式のご飯を食べさせていただき、大変おいしかったというふうに言っております。ありがとうございます。それで保護者が負担する給食費の使途について、どんなふうに給食費が使われているのか、その内容についてお伺いいたします。

○学校給食課長

給食費は全て給食の食材費に使われるものでございます。

○金子委員

人件費や光熱費、それから運搬に必要な例えば食缶だったり、そういう入れ物だったり含まれないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○学校給食課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○金子委員

入れ物というところで確認したいんですけど、これは別の市町村では起こっていた話だと思うんですが、例えばその食器は、市が負担していく、だけどパンとか、それぞれのご飯の入れ物とかに関しては、実は給食費から全ての中から出されていたということがありましたが、飯塚市のものでは、例えばパンの袋とか、そういうものはどのようになっているか教えてください。

○学校給食課長

パンの袋につきましては、食材費の一部として支払っております。衛生面からもパンを含めて納入していただくことが必要であると考えておりますので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

○委員長

次に、17ページ、「直営と民間委託の過去5年間の事故報告について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

学校給食に関しては、直営と民間委託があるというふうに伺っております。直営は旧筑穂町と旧穂波町、そして民間委託が旧飯塚市や旧庄内町、旧頼田町は民間委託となっておりますが、過去5年の事故報告があればお伺いいたします。

○学校給食課長

直営校につきましてはですが、公務災害の件数といたしまして、平成30年度が1件、29年度が3件、28年度が7件、27年度が5件、26年度が1件でございます。民間委託業者につきましては、昨年度の状況でございますけれども、平成30年度は3件、給食調理師のけが等の事故が起こっております。

○金子委員

それまでは、3件以外はほかにはないということよろしいでしょうか。

○学校給食課長

はい、そのとおりでございます。

○委員長

次に、19ページ、「社会教育委員の会の運営構成について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

生涯学習課の中には、社会教育委員の会というのがありまして、まずその内容についてお伺

いたします。

○生涯学習課長

社会教育委員の役割といたしまして、社会教育に関する計画の立案や調査、研究を行うことなど、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしております。

○金子委員

具体的にどんな内容なのか、わかる程度で教えてください。

○生涯学習課長

生涯学習課で所管をいたしております事業の計画、それから実施状況等々につきまして、事務局のほうより案を出したものについて、協議を行っていったりとかしておるところであります。

○金子委員

その社会教育委員の会の中に社会教育主事または社会教育主事補はいらっしゃいますか。

○生涯学習課長

社会教育委員の会には、社会教育主事、主事補という方がいらっしゃいません。

○金子委員

社会教育は大変幅が広い教育だと思います。その中にいろんな、さまざまな方を含めての教育というふうに私は考えておりますが、その中で私のイメージとしてなんですけど、実際に生涯学習課、コスモスコモン、コミュニティーセンターとか、交流センターとかの事業を考えてみたときに、60歳以上の方たちの活動、大変充実しているなというふうなことも感じます。また最近土日の親子活動もそれに入るのかなと思うんですが、残念ながら、障がいのある人たちの活動というところが少ないのではないかなと思います。その辺は、どのようにお考えになりますか。

○生涯学習課長

障がい者ということでの制限というのは特に設けておりませんので、生涯学習事業、いろいろさまざま行っておりますけども、そういったことについては当然、参加をしてもらいたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○金子委員

特に障がいのある人と言ってもさまざまあります。目は見えなかったり、目が不自由だったり、いろんなその障がいがあるところなので、できればその人たちをターゲットにとか例えば65歳の人だったら、こんなの好きだろうなというふうな考えての事業だったと思います。また、親子活動にしても、親子を集めようと思っての事業だったと思います。だから、今回、障がいのある人たちもその人たちをターゲットにした事業をせっかくなので、考えていただくとその人たちが集まりやすい、何となく全般的に集めるとしても、特に障がいのある人たちはそこに今まで行ったことがなかったりすると扉をあけるのが大変きついなあとありますので、さまざまな社会教育、さまざまな内容と対象者を含めたところでの事業を展開していただきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

次に、21ページ、「図書館の施設管理方法について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

図書館の管理の仕方がこれも直営と指定管理とありますが、どういう理由で分かれているのか教えてください。

○生涯学習課長

図書館の指定管理につきましては、現在、指定管理が飯塚館、筑穂館、庄内館の3館であります。直営につきましては、穂波館、颯田館の2館というふうになっております。現行の指定管理期間は平成30年4月1日からの5年間としております。現行の指定管理の導入を検討す

る際に、穂波館につきましては、穂波地区の公共施設の再編について協議をいたしておりました時期でありまして、移転の可能性も含んでおりましたので、穂波館の指定管理の公募をすることができず、直営として継続をいたしているところでもあります。また、穎田館につきましては、以前より図書館が交流センターに併設されていることから、直営で運営をし、交流センターの職員が図書館業務を併任しておるというところで今の形で運用しているとなっております。

○委員長

次に、24ページ、「旧伊藤伝右衛門邸の入館者数の減少について、文化財としての在り方、今後の方針等について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

旧伊藤伝右衛門邸の入場者数なんですが、今、平成28年度から30年度までの資料によれば入場者数が出ています。多分この27年、26年にもっとテレビの影響等々あって、入場者数が多かったと思うんですが、29年度、30年度では約1万人に28年度、29年度では、約2万人ほど減少しているわけなんですけども、この文化財として、当然、維持費等はかかってくると思います。民間の企業が持っている文化財とは違ってこれは市が持っているわけなんですけども、そういったかかかかる維持費、どう捻出するかと考えた場合に、文化財としての今後のあり方と方針についてどのようにお考えなのかお伺いします。

○文化課長

近年、文化庁は文化財を観光資源として活用するよという指針を示しています。文化課としましては、文化財としての価値を高め、観光資源としても活用を図ることができるように、旧伊藤邸の建物につきましては、耐震補強のための調査や修復工事と庭内の保存整備事業を進めるほか、県内8カ所にあります国指定の名勝庭園で協議会を立ち上げ、庭園の保護、管理技術の向上を図るほか、庭園鑑賞の楽しみ方を広めるなど、庭園の魅力の情報発信を自治体間で、相互に連携を図りながら進めているところでございます。また、この伊藤邸の保存活用の検討に当たりましては、文化財に関する有識者を初め、観光の分野、情報発信の分野、まちづくりの分野などの方々を構成委員とする文化財保存活用推進委員会におきまして、アイデアをいただくとともに、観光行政の分野とも協力をしながら、観光資源としての活用を図ってまいりたいと考えております。

○兼本委員

ちなみに、この維持費というのは大体年間どのくらいかかるものなんですか。

○文化課長

この伊藤邸の維持管理につきましては、伊藤邸の受付業務や後、庭園の樹木の管理また、光熱水費それらを含めまして約年間2200万円程度必要となっております。

○兼本委員

この2200万円の内訳というのはどのようになるんですか。内訳というか例えば、国が何十%とか、もしくは飯塚市が100%とかそういうことです。

○文化課長

先ほど申しました維持管理費につきましては、全額市の負担となっております。

○兼本委員

そうすると、先ほど答弁いただいたようにやはり文化財として伊藤伝右衛門邸をいかに価値を高めるかということは考えていかななくては、これだけにですね。確かにいい建物だと思いますし、行くと私は大好きなんですけども。なんででしょう、建築の面からとか、いろんな方向性からこの建物のよさをアピールするとか、あとは、文化の施設の一つとして何かここを利用するとか、そういった方向性とかいう考えというのはお持ちでしょうか。

○文化課長

市内にあります近代化遺産ほかに内野宿や嘉穂劇場、そういったところもありますので、そ

ういった施設との連携を図って魅力をアピールしたいと考えております。また、先ほど申しました文化財の保存活用推進委員会の中で、いろんな意見をいただきながら、活用方法について検討したいと考えております。

○委員長

次に、24ページ、「旧伊藤伝右衛門邸の維持管理及び入館者数について」、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

兼本委員と同じですので、取り下げます。

○委員長

わかりました。次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、教育部についての質疑を終結いたします。以上で全ての質疑を終結します。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。お諮りいたします。所管事務の調査については調査終了といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務の調査については調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から7件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「『いづか出会いサポートセンターJUNOALL』の開設に伴う協定締結について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

「『いづか出会いサポートセンターJUNOALL』の開設に伴う協定書の締結について」、ご説明いたします。現在、本市におきまして、定住化促進事業の一環として、イベント型の婚活事業を実施しておりますが、今回NPO出会いサポートセンターJUNOALLが所有する会員制によるITマッチングシステムを用いた新たな婚活事業を実施するため、いづか出会いサポートセンター飯塚を福岡ソフトウェアセンター内に開設するものです。資料1-1に協定書、資料1-2にパンフレットを添付しております。開設に当たりまして、設置者である飯塚市、ITマッチングシステム及び出会いサポートセンターの指導、助言を行うNPO提案サポートセンターJUNOALL、運営を行う株式会社福岡ソフトウェアセンターの3者で、5月21日、事業運営に関する協定書を締結しております。設置場所を福岡ソフトウェアセンター内に設置し、福岡ソフトウェアセンターが運営を行います。設置及び運営に係る経費につきましては、社会貢献事業の一環として、福岡ソフトウェアセンターが負担いたします。開所日、開所時間及び開所時期につきましては、現在の予定といたしましては、木曜日から日曜日の午後1時から午後7時までとし、開設時期は本年10月開所を目指し事務を進めております。サポートセンターの利用方法といたしましては、まず、サポートセンター内で会員登録を行い、登録時に自分の細かな自己PRのプロフィールをシステムに登録を行います。会員登録後に希望するお相手像を専用のタブレット端末に入力すると条件に合う人だけをシステムが自動抽出し、その中で気に入る人がいれば、センター職員が仲介し相手が了承すれば、サポートセンター内でお見合いを行うという流れになります。条件があう人がリストアップされ理想に近い人と出会う確率が高くなる仕組みとなっております。年会費は、1万2千円となっております。

おりますが、現在、会員登録3千名までは無料で行っております。サポートセンターの開設状況は全国9カ所、福岡県内では北九州市、福岡市、宗像市、久留米市の4カ所にサポートセンターを設置しております。実績といたしまして、2019年5月20日時点での会員数、これは全国での会員数なんですけど、2607名、交際成立数として616組、成婚は105組となっております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

○吉田委員

今説明の中で運営費については先方の負担ということで言われてみたいなんですけど、そこら辺をちょっと詳しくご説明願いますか。

○子育て支援課長

運営費及び設置に関する費用、こちらについては、社会貢献事業の一環として、福岡ソフトウェアセンターが負担をいたします。

○吉田委員

ちょっと確認なんですけど福岡ソフトウェアセンターが負担してこの事業を行っていただくと、市の持ち出しは全然ないということなんですけど。福岡ソフトウェアセンターのほうの事業展開するに当たっては、それは何か福岡ソフトウェアセンターに何らかの形で、国ないし県あたりから予算が来ているとかいうのはあるんですか。

○子育て支援課長

そういったのはございません。社会貢献の一環としての事業となります。

○吉田委員

年会費が1万2千円の個人さん負担なんですけど3千名まで無料ということは全く福岡ソフトウェアセンター側が負担していただけるという考え方でよろしいんですね。

○子育て支援課長

年間費、確かに1万2千円、現在は無償ということで、運営費については福岡ソフトウェアセンター負担というふうになっております。

○委員長

ほかに、質疑はありませんか。

○永末委員

これ3者での協定、甲、乙、丙の協定になっているかと思うんですけど、今の説明で大体の流れはわかったんですけど、この際の飯塚市のかかわり方というのはどうなってくるんでしょうか。

○子育て支援課長

この事業に関しましては、会員数を多く登録する必要がございます。主に市の役割といたしまして、PR活動、この事業に関しての周知活動等の後方支援を行っていきたいと考えております。

○永末委員

私の周りにもまだ独身の男性の方とか女性の方とか結構いますので、こういった出会いの場を提供するというのは非常に先につながる、いい取り組みかなと思うんですけど、今言われましたPR活動を市が後援というか、そういう形で入ることによって、信頼性というか高まりますので、そういった部分では市のかかわる意義というのがあると思うんですけど、実際そのPR活動、どういうふうな形で具体的にやっていこうというふうな計画があるんでしょうか。

○子育て支援課長

まず市のホームページ、市報等にはもちろん掲載を考えております。そのほかに商工会議所であったり、市内の企業で周知していただいて、少しでも1人でも多く会員登録していただく

ように努めたいと考えております。

○永末委員

先ほどからもずっと所管事務調査があつておりましたけど、やはり市として、いい活動していても実際にそれが伝わらなければならぬに等しいかと思われまますので、周知方法というのは、市としてしっかりと考えていただかなくちゃいけないと思うんですけど、確認ですけど、市としては市報とホームページのほうで周知していくということでもいいんですか。

○子育て支援課長

きょう資料で添付させていただきましたJUNOALL、こういったパンフレットがございませんですけども、こちらのほうの本部のホームページ、こちらのほうにも飯塚市の「いづか出会いサポートJUNOALL」、これを掲載するようにしております。あと市内のイベントであったり、商工会議所、そういったところにも協力を求めていきたいと考えております。

○永末委員

多分ですね、私の周りにいる独身の男性、女性とかを思い浮かべたときに、例えば市報に載せる、ホームページに載せる、商工会議所等で周知するというふうなやり方を出したとしても多分、あまりこう見られる機会がないんじゃないかとちょっと思います。ですので、せっかくSNSをやっていますので、フェイスブックでありますとか、ラインですね、ラインのほうも、いろんな私も含めて議員さんのほうで提案されて実現している部分もあるかと思いますが、そのラインでの情報提供というのは、ちょっと少し少ないなというふうにならざるにずっと登録してはいますけども思いますので、ぜひそういったものとかを活用をしていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○子育て支援課長

質問委員が言われるように、市もSNSを公開しておりますので、ぜひそういった情報にもおのせて、1人でも多く周知していきたいと考えております。

○委員長

ほかに、質疑はありませんか。

○兼本委員

そもそもこのNPO出会いサポートセンターJUNOALLというのはどういった会社、法人なんですか。

○子育て支援課長

本部が東京なんですけども、行政や公的機関、地元企業と連携した非営利目的の婚活支援団体であることで、ITを活用した独自のマッチングシステム、こういったことをJUNOALL、語源としましては、ジュンブライドとオールを造語になりますJUNOALLになるんですけどもそういった形で、こういったITのデータマッチングで高い成功を供する、無料あるいは低価な料金でサービスを提供とする目的とした、社会貢献を目的とした婚活支援企業ということになっております。

○兼本委員

これを登録して飯塚市内でマッチングをしていくということなんですか。

○子育て支援課長

閲覧する場所は福岡ソフトウェアセンター内での閲覧しかできませんので、まず登録もしくはマッチングにつきましては福岡ソフトウェアセンターでまずしていただきます。そこでお見合いをしてその後にお互い交際の意思を確認ができれば福岡ソフトウェアセンターのほうがお互いにそれぞれ連絡をとります。市内、市外の方もいらっしゃいます。

○兼本委員

この協定書の中に第5条で丙というのが福岡ソフトウェアセンターですよね。取得する会員情報は乙が所管するところ、NPO法人が所管するセキュリティーサーバーにより管理し全国

各地のサポートセンターにおいて共同利用するものとするということは、要は全国の方とマッチングをするということになるということですよ。そのときに個人情報、これ飯塚市、甲という文言が全く入ってこないんですけども丙と乙の間で全部成り立つんですが、何か問題が起こったときには飯塚市は全く関与しなくていいということによろしいんですか。

○子育て支援課長

恐らく個人情報の漏えい等を心配されているんじゃないかなというふうには考えておりますけども、個人情報の取り扱いについては、セキュリティーサーバー、別回線の専用の回線を使ってのデータの閲覧になりますので、情報が漏れるということはないと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「次期『飯塚市子ども・子育て支援事業計画策定』に伴うアンケート調査の結果について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

「次期『飯塚市子ども・子育て支援事業計画』策定に伴うアンケート調査の結果について」、説明いたします。この調査は令和2年度から令和6年度までの次期、飯塚市子ども・子育て支援事業計画の基礎資料となるニーズ調査を平成30年11月30日から平成31年1月20日の期間で就学前児童の保護者3千人及び小学1年生から3年生までの保護者500人計3500人を対象に子育てに関するアンケート調査を行っております。回収数は就学前の調査分が1616人、回収率は53.9%、小学生の調査分の回収率は264人、回収率は52.8%、合計しますと回収数は1880人、回収率が53.7%であり、前回の回収率が48.6%でありましたので、回収率は今回、上がっているような状況でございます。主な調査事項といたしましては、保護者の就労状況、教育保育、病児保育や一時保育、児童クラブ等の利用状況、本年10月から実施される幼児教育無償化や飯塚市の子ども・子育て支援全般について調査しております。詳しい調査内容は省略させていただきますが、今回の調査で飯塚市の子育てに関する傾向といたしましては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに就労している母親の割合の増加に伴い、共働き家庭が増加、またパート、アルバイトからフルタイムへの転換を希望している保護者が増加しております。また、飯塚市の子育て環境に対する評価といたしましては、資料7ページに記載しておりますが、評価する、就学前の保護者が39.8%、小学生の保護者が47.4%であり、評価しないが、就学前の保護者で24.9%、小学生の保護者で21.2%となっております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。次に、「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○高齢介護課長

「公用車による交通事故の発生につきまして」、ご報告いたします。事故の概要についてご説明いたします。本件事故につきましては、去る4月18日、木曜日、午後0時55分ごろ、高齢介護課職員が飯塚市枝国地内において公用車の運転中、Uターンをしようとした際に、アクセルとブレーキを踏み誤り民家ブロック塀に衝突し、ブロック塀及び公用車のフロントバンパー部分等を損傷させたものでございます。この事故の原因につきましては、訪問先へと急ぐ余りに慌てて注意力を欠いて安全確認が十分にできていなかったことが原因でございます。本市職員に人的障がいはなく、相手方の物的損害分につきまして、本日6月6日付で、損害賠償

額13万5千円で示談が成立したところでございます。職員の交通事故防止につきましては、朝礼や課内研修の際など、機会あるごとに安全運転についての注意喚起を行ってまいりましたが、今後も引き続き、職員に対しまして、交通事故防止、安全運転の励行についての指導を徹底し、事故の再発防止に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「平成30年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「平成30年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績について」ご報告申し上げます。国の法律、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条に基づきまして、本市では、飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針を作成いたしまして、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に取り組んでいるところでございます。この取り組みの平成30年度の実績につきまして、取りまとめましたのでご報告申し上げます。

資料をごらんください。資料の下段に3カ年実績を入れておりますが、前年度、平成29年度の実績、下から2段目になります。722万384円。こちらを30年度の調達目標としておりましたけれども、30年度の調達実績は、677万8199円となっております。また件数についても、30件でしたが30年度につきましては、28件となっております。この調達目標を超えることができなかった原因といたしましては、2年に一度作成する冊子を平成30年度は、作成しなかったことや、草刈り業務におきまして、30年度は豪雨や猛暑の影響で、施設側との調整がつかず、予定していた委託業務が発注できなかったことなどが挙げられます。今年度につきましては、平成30年度の実績を目標といたしまして、関係各課からニーズの確認をいたしますとともに、施設側の実態等を把握しながら、一定の推進ができるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

○永末委員

ちょっと確認させてください。記念品が2件で116万円ぐらい上がっているんですけど、これはどういったものになるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

記念品につきましては、子育て支援課が出産祝い品として、出産をされたご家庭に配布しておりますガーゼハンカチとミニハンカチのセット、こちらが主なものとなっております。これ年間でご購入いただいておりますので、かなりの金額となっておりますのでございます。

○永末委員

通常、建設業務とか、市が発注する分とかなると業者登録名簿とかに登録してなってくるんですけど、ここら辺の調達に関してはそういった登録名簿的なものがある中での入札といいますか、そういった形になってくるのか、それとも随意契約で進んでおるのか、教えていただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

こちらにつきましては、随意契約という形になっております。

○永末委員

複数施設があるかと思うんですけど、その施設に均等といいますか、公平になるような形で、配慮されて契約を結ばれているということでもよろしいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

それぞれの施設で取り扱っているものとか、それから役務につきましても、その時期にできるかということもございますので、そういうところを勘案しながら、各課のほうで契約を結ぶようにしていただいております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「生活自立支援相談室の移転について」、報告を求めます。

○生活支援課長

先ほどの所管事務調査の中で触れておりましたが、「生活自立支援相談室の移転について」、ご報告いたします。平成27年4月に施行されました生活困窮者自立支援法では、各自治体におきまして、自立相談支援事業を実施することが必須であるとされております。本市でも穂波庁舎1階に置いて生活自立支援相談室を開設し、就労やその他さまざまな自立に関する相談支援業務を行ってまいりました。このたび市役所内の関係所管課との一層の連携強化並びに利用者の利便性向上を図ることを目的に、令和元年5月7日、火曜日よりこの相談室を本庁舎4階へ移転しております。この移転により庁舎内との税務、介護、子育て、住宅、教育などの各関係課との連携強化はもとより社協との近隣関係団体利用の際の利便性の向上が図られ、相談者の増加につながるのではないかと期待しているところでございます。今後とも、さまざまな悩みを抱え、支援を必要としている方々に対しまして解決方法ともに考え、支えることができるよう、相談支援の研修などによる資質向上はもとより、関係各課職員にも相談室業務についてのますますの理解促進のため、情報発信などを努めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが生活自立相談支援室の移転について報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「『第二次行財政改革後期実施計画』の策定について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「『第二次行財政改革後期実施計画』の策定について」報告をいたします。平成26年度からの10年間を期間として取り組んでおります飯塚市第二次行財政改革大綱に基づいて、その具体的な取り組み事項を定める本年度からの5年間を計画期間といたしました後期実施計画を策定して、4月より取り組みを始めておりますので、その概要について説明をいたします。

この後期実施計画につきましては、職員や課単位での提案や事務事業評価による事務改善策などをもとに、ヒアリング、所管部署との協議、調整を行い、作成をいたしておるものでございます。資料1をごらんください。本資料は、別に提出しております第二次行財政改革後期実施計画の概要でございます。1、策定の趣旨では、大綱に掲げる目標達成のために、4つの基本方針を推進項目として取り組むことといたしております。2、実施期間は、後期計画の実施期間を本年度からの5年間とすることといたしております。3、目標につきましては、大綱に示される目標と同様に1、2023年度時点で財政調整基金の積立残高を標準財政規模の約20%に当たる64億円以上とすること。2、地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中は60億円以内で推移させること。3つ目に、

2023年度時点で、単年度収支を黒字化することの3点を目標といたしております。4、推進体制と進行管理におきましては、庁議において全庁的に推進することとともに、進行管理を行い、実施状況については広く公表することといたしております。次のページをお願いいたします。後期実施計画は、表に概要を示しておりますように、4つの推進項目を大分類として、そのそれぞれに2つから5つの中分類を設け、さらに中分類のもとに合わせて54の実施項目を設定し、後期の実施計画といたしております。中項目における目標並びに実施項目の内容につきましては別に提出をいたしております実施計画書に示しておりますので、説明については省略をさせていただきます。表の右側に効果額を集計しております。大綱にも示しておりますように、本計画は財政的な削減効果ばかりを目指すものではなく、行財政の仕組みを含めた改革実施計画でございますので、財政効果があらわれないもの、その算出が難しいものまた、財政効果を目指すものの現時点においては算出が困難なものにつきましては、効果額をゼロといたしております。なお大綱に従い実施計画を具体的かつ計画的に進めるため、前期計画と同様に各中分類の年度ごとの評価、進捗状況、効果目標額を示してPDCAサイクルに基づいた進行管理を行ってまいります。以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお実施計画中の個別の実施項目に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますよう、お願いします。質疑はありませんか。

○永末委員

まず、前期の分とちょっと実施計画を比較させていただきますと、当然大分類は変わらずそのままなんですけど中分類の方が幾つかなくなっていたり、変わっていたりするんですけど、これはもう実際に前期で上げられていた中分類のほうももう終了したとか、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○総合政策課長

中分類につきましては、前期の計画で、前期の進捗状況につきましては最終年度分を現在、集計中でございますけれども、新たな改革のために中分類を設けたもの、あるいは前期において中分類を終結させたものと、そういったものを勘案したもので変更になっているものがございます。

○永末委員

今課長の答弁のほうで、昨年度分を集計中と言われたんですかね。ちょっと後期に入るに当たって前期の分が実際どのぐらい達成率だったのかというのをちょっと聞いたかったんですけどそれは今からは、今後公表されるというふうな感じですか。

○総合政策課長

前期の実施計画につきましては平成30年度分、最終年度分については現在集計中でございますけれども、平成29年度まで4年間分の進捗状況といたしましては、全58の実施項目中、51項目については、取り組みや成果が得られております。それから財政効果額といたしましては、平成29年度での財政効果額の目標額が8億1800万円に対して、達成額が14億7千万円となっております、179%の達成率といったことになっております。それから毎年度集計につきましては、大体おおよそ7月、8月ぐらいをめどに集計を行いまして、それ以降の議会に間に合うような形で公表させていただいておるという状況でございます。

○永末委員

次の財政見通しが次に出ますので、報告があるかと思っておりますので、ちょっと関連といたらあれなんですけど、この実際の実施計画と財政見通しというのはリンクさせて作成されているんですかね。

○財政課長

後ほど報告させていただきます財政見通しにつきましては、今回この後期実施計画を策定するに当たりまして、その基礎資料として改正しているというところがございます。まず、財政見通しをつくった上でどの程度の不足額があるというようなことを確認した上で、この計画は策定されております。

#### ○永末委員

例えば今回の後期実施計画の目標として、目標の3つ目に2023年度、単年度黒字化という目標を挙げられているんですけど、実際に後の財政見通しを見ますと、黒字化していないんですよ、2023年度で。そこら辺がどういうふうに整合性があるのかなというふうにちょっと見ていたんですけど、

#### ○総合政策課長

財政見通しを一旦立てております。それに基づいてどうしても必要額、あるいはその行財政改革に取り組まなければいけない額を見通した中で、行財政改革の後期実施計画を策定しておりますけれども、結果としてそのマイナス額に見合うだけの、例えば強引な行革をやるのかといったことについては、行革大綱の考え方の中ではそういうふうにはなっておりません。ただ、財政の見通しといいますのは、行革効果だけで補っていくものではありませんので現状の見通し上では、現実問題としては、黒字化は達成できていないというふうに見ておりますけれども、これは財政上の支出の運営でありましたり、あるいはその行革上の運営、業務の効率化、そういったものを総括して今後取り組んで達成に向けていくというふうな捉え方を行っております。

#### ○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市普通会計財政見通しについて」、報告を求めます。

#### ○財政課長

先ほども少し触れましたけれども、平成29年度に公表しました財政見通しについて、平成30年度に行財政改革後期実施計画の策定のための基礎資料として改正しましたので、その報告をさせていただきます。

1ページに記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成しております。

基準年度は、平成30年度決算見込額に作成時点で判明している増減要素、特殊要素を加味して設定いたしております。また、交流センター整備事業、体育施設建設事業、浸水対策事業、文化会館整備事業、浸水対策事業、筑豊ハイツ施設整備事業などの大型事業は、特別事業分として推計し、それ以外のものを通常分として分けて推計しています。

2ページをお願いします。財政見通し推計条件の主な項目について、ご説明いたします。まず、歳入ですが市税につきましては、2020年度までは好調な景気が続くものとして基準額と同額で推移し、それ以降は基準額に人口の平均伸率を勘案した人口推移をふまえて推計いたしております。地方交付税の普通交付税は市税増減見込による影響額、国勢調査人口推移による影響額、生活保護費等の扶助費の増減による影響額、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計等への繰出金の増減による影響額、地方債の償還見込額に対する影響額、合併団体への特例措置である合併算定かえ終了などによる影響額を基準額に加減し、また普通交付税の振替分である地方債の臨時財政対策債は基準額同額で推移するものとして推計いたしました。その他の欄の国庫・県支出金につきましては、扶助費分は基準額に歳出の伸率を乗じた額で推移するものとし、普通建設事業費分は過去の実績をふまえて推計いたしております。また、特別事業分は、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定しています。地方債は、特別事業分は、

総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定し、それ以外については過去の実績を踏まえて推計し同額で推移するものとしてしております。その他の欄に含まれるふるさと応援寄附金は2019年度当初予算同額で推移するものとしています。

次に、歳出ですが、義務的経費の人件費は、このうち職員に関する人件費は平成29年度公表分と同様に普通会計職員数772人を基準として、退職者と同数の補充が翌年度にあるものとして推計いたしております。扶助費は、基準額に平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計いたしております。公債費は、平成29年度までの地方債借入分の償還額に、平成30年度以降の地方債借入見込分の償還見込額を加算し、推計いたしております。その他の欄の補助費等は企業会計や一部事務組合、その算定の基礎が普通交付税での算定額としているものは、その算定に合わせた推計を行い、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものは、その増減額を反映した推計をいたしております。なお、平成31年4月1日新設のふくおか県中央環境広域施設組合分につきましては、2019年度当初予算の額を基準額として、公債の増減額を反映し推計いたしております。

次に、繰出金は、特別会計に係る公債費の増減額、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計については、給付費等の過去の増減率をふまえて推計いたしております。また、施設の移転を実施いたします地方卸売市場特別会計につきましては、繰出金の算定基準である繰出基準に基づき、移転に係る公債費の元利償還金の2分の1を繰出するものとして推計いたしております。その他に含まれる物件費は、ふるさと応援寄附金に係る経費を歳入の額に応じて推計し、環境施設の管理運営経費につきましては、直営から一部事務組合に移行することに合わせ、物件費から補助費等に組みかえをして推計いたしております。

投資的経費の欄の普通建設事業は、通常分は平成27年度から平成29年度決算額の平均額程度で推移するものとしております。また、特別事業分につきましては、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定いたしております。また、平成29年度公表分では通常分に区分してございました企業会計への出資金、電算システムリプレイス及びパソコン更新にかかる経費は、特別事業に組みかえしまして、その他の施設整備事業等の項目に計上しております。

また、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入におけるふるさと応援寄附金を除く一般寄附金及び改正後の制度が不明確な消費税税率改正の影響は、平成29年度公表分と同様に推計条件から除外をいたしております。

3ページをお願いします。ただ今ご説明いたしました推計条件に基づきまして、2019年度決算見込から2028年度までの10年間の普通会計の財政見通しを、①通常分と②特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載いたしております。

①通常分の歳入合計から歳出合計を差引きましたAの欄から、先ほど報告のあった行財政改革等効果見込額を算入したBの欄では、2020年度までは黒字となる見込みで、2021年度以降は財源不足が生じると推計しております。

②特別事業分につきましては、歳出は各事業費及びその財源として借入した地方債の公債費を、歳入は特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。その結果、この特別事業分の歳入合計から歳出合計を差引きましたCの欄では、毎年度財源不足が生じますが、2020年度及び2021年度が17億円ほどの財源不足、電算システムリプレイス、パソコン更新の実施予定年度であります2025年度が14億円の財源不足となり、それ以外の年度は6億5千万円程度の財源不足が発生すると推計しております。

4ページをお願いします。③に全体分として通常分と特別事業分の歳入合計から歳出合計を差し引いた額のB+Cの欄に記載のとおり、毎年度、財源不足が生じるものと推計いたしております。その財源不足を補うために、財源調整の欄に記載の財政調整基金と減債基金を取り崩すこととなり、その結果、財政調整基金・減債基金年度末残高の欄に記載のとおり、平成

30年度末残高見込額162億5千万円が、2019年度から2028年度までの10年間で93億2千万円を取崩し、69億3千万円まで減少するものと推計いたしております。平成29年度に公表した財政見通しの最終年度である2027年度で財政調整基金・減債基金年度末残高の比較をしますと、今回が76億8千万円、平成29年度公表分が19億1千万円で57億7千万円の改善のように見えますが、この主な要因は、ふるさと応援寄附金を16億8千万円と設定し、単年度で約4億円、9年間分で約36億円の実収入の増、市税が9年間分で29.9億円の増、それに伴い普通交付税が9年間分でマイナス17.2億円の減、特別事業分の収支が計上事業費の精査等により9年間分で11.2億円の改善を見込んだことによるものでございます。その下の欄に市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、2021年度の785億4千万円をピークに減少するものと推計いたしております。

参考1は、普通交付税・地方債・公債費の通常分と特別事業分を合計した全体額の推計を記載いたしております。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。